

ツ其位ヲ折合テハ如何デス

(鶴田委員) ソレナレバ宜シイ

(松岡委員) ソレナレバ置キマシヨウ

(南部委員) 今ノ所ヲ御採用ヲ願ヒマス

(栗塚報告委員) 「但分界線ノ切レマシタトキハ敷地ハ何々ニ依リ代價ヲ拂テ舊所有者ニ還ヘル」ト云フ意味ヲ書キマシタ

(渡委員) 文字ハ後ヲ直シテ宜シイ、崩レテ仕舞テ互有スル職ガ無クナツタトキハ前ニ拂タ金ヲ戻シテ本ノ持主ヘ還ヘルトサヘナレバ宜シイ

(委員長) 倉ハ石蔵ノ家ト何レ丈ケ違フカ随分分ラヌ

(栗塚報告委員) 蔵ハ互有ニナラヌト云フノデアリマス

(渡委員) 倉庫ト云フカ家ハ傷ケテモ宜シイ、倉ハ悉ルルト云フ道理ガアリマスカ

(松岡委員) 家ハ構ハヌト云フ事ハアリマセン

(渡) 凡ソ賣物ヨリハ人ノ生命程貴イモノハナイ、然ルニ人ノ住スル家ハ相持ニスルト云フ理由ハ何所ニアリマスカ、ソレ故ニ私ハ此末項ハ削除シナケレバナラント思ヒマス

(松岡委員) 互有ニシテ穴ヲ開ケテ、壁ノ本性堪ヘルヤ否ヤノ條件デアリマスカラ、土蔵ト雖モ火ヲ導ク憂ガナケレバ人ノ住居モ同シデアリマス

(南部委員) 蔵ハ助ケテ置イテ宜シイデシヨウ

(鶴田委員) 人ハ逃グレバ逃グラレルカラ差支ナイガ蔵ハ逃グラレナイ故ニ蔵ヲ入レタノデアリマシヨウ、土蔵ノ如キハ穴ヲ開ケテモ三分ノ二丈ケモ宜シイト云テ突キ込マレテハ溜ラン

(松岡委員) 倉ハ置カレマセン

(工藤報告委員) ソレデハ互有ノ全体ヲ削ラナケレバナラン事ニ

日本學術振興會



ナリマシヨウ

(委員長) 此圖分八益敷イカラ諸君ガ皆指テ今一應調ベテ、削ルトシテ、先キヘヤリマシヨウ

本條ハ未定

○第七百七十八條朗讀ス

第六款 他人ノ所有地ニ對スル看望及ヒ寛假ノ取明憲

第七百七十八條 二個ノ土地ノ分界線ヨリ少ナクトモ三尺ノ距離アルニアラサレハ建物ニ物觀察、檢査又ハ檢側ニ因リ他人ノ所有地ニ對シ直即チ正面ノ看望チ有スル事ヲ得ス(第六百七十八條、伊民第五百八十一條)

分界線ニ併行シ又ハ分界線ヨリ角度四十五度即環線八分一ノミヲ距ツル建物又ハ工作物ヨリ得ル看望ハ直看望ト看做ス

其他四十六度乃至九十度ノ角度ニテ得ル斜即チ側面ト稱スル看

望ハ分界線ヨリ一尺チ距テ、之チ設クル事ヲ得(第六百七十九條)

右二個ノ場合ニ於テ距離ハ分界線ト看望チ與フル工作物ノ最モ突出シタル部分トノ間ニ之チ計算ス

(委員長) 一項ツツ讀シマシヨウ「少ナクモ三尺ノ距離」ト云フノハ如何ナル方向ニ三尺デスカ

(栗坂報告委員) 界目カラ窓邊リガ三尺デアリマス

(委員長) 三尺隔テ居レバ、直看望ニシテ宜シイ、二尺ナレバ悪ルイト云フノハドウ云フ譯デスカ

(栗坂報告委員) 餘リ側ダカラデアリマシヨウ

(委員長) 何ゾ人間ノ目ニ度ガアルナレバ三尺ノ効能モアルガ、然ウデナイト分ラヌ

(栗坂報告委員) 何レモ我儘ナ極ノ方デ御座イマス

日本學術振興會



(南部委員) 建物ニ對向スルト家ト家ト對シテ、向ウニ窓ノアル  
場合ヲ想像シタノデアリマシヨウ

(委員長) 目ニ見ヘル所ヲ直看望ト云フノデスカ

(南部委員) 左様デス、物ヲ投グ込ンダリ、何カスル距離モアリ

マシヨウ

(鶴田委員) 直即チ正面ト云フノハ如何ニモ妙デス

(委員長) 溝ガアレバ其所迄距離ガ一尺トカ何トカ云フノデシヨ

ウ

(工藤報告委員) 只今ノ東京給養裁判所所長ガ居ル所ハ斯ウ云フ

風デアリマス

(栗塚報告委員) 日本ハ三尺、佛ハ六尺、伊太利ハ五尺デス

(委員長) 之ハ建築學者ニ相談シテ極ノル方ガ宜シイ

(松岡委員) ソレガ宜シウ御座イマス

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ建築家ニ問合セノ上議スル迄未定

○第七百七十九條朗讀ス

第七百七十九條 前條ニ定メタル距離ヲ遵守スルニ不便ナルトキ  
ハ目障ヲ以テ窓ヲ蔽フヘシ但其目障ハ分界線上ニ突出スル事ヲ  
得ス

目障ヲ設クル能ハサル場合ニ於テハ寬假ト稱スル取明憲ニアラ  
サレハ作ル事ヲ得ス其寬假ノ取明憲ハ其下部少ナクトモ床板ヨ  
リ六尺以上ノ處ニ設ケテ鐵又ハ木ノ定着シタル格子ヲ付スヘシ  
但其幅限ハ多クモ二寸タルヘシ(第六百七十六條及ヒ第六百七  
十七條)

此場合ニ於テ相隣地ノ所有者カ目障カ一尺又ハ其以上分界線ヲ  
越ユル事ヲ承諾スルニ於テハ目障ヲモ要求スル事ヲ得

日本學律抄卷八



(栗塚報告委員) 「二寸」トアルノハ「一寸」ノ誤リデアリマス

(松岡委員) 之ハ默許デスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 承諾ハナクツテモ宜シイカ

(工藤報告委員) 要シマセン

(栗塚報告委員) 「但格子眼」トシタ方ガ宜シイ

(松岡委員) 其方ガ宜シイ

(渡委員) 「格子眼」デ宜シイ

(委員長) 宜シイ

(輪田委員) 分ル事ハ分リマシヨウガ、目障シト云フノハ身障シ

デハアリマセンカ

(委員長) 身障カモ知レン

(工藤報告委員) 矢張り目障デアリマス

(松岡委員) 寛假ト稱スレバ承諾アルニ及ハヌト云フト寛假トヤ  
ラズ直ニヤツテハ如何デス

(南部委員) 寛假取明憲ニハ制限ガアリマス、ソレデ漸々堪忍シ  
テ實タノガ取明憲デス

(松岡委員) 開ケタリ閉メタリスル憲ガ寛假カ

(工藤報告委員) 愚殿チシテハナラヌカラト註ニモアリマス

(委員長) 取明憲ハ其下部ト云フノカ

(栗塚報告委員) 板ノ上ニ少クトモ六尺デアリマシヨウ

(委員長) 少クトモ其下部ノ板ヨリト云フ方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 取明憲ノ下部デアリマス

(委員長) 取明憲ノ下部ガ少ナクトモカ

(南部委員) 取明憲ハ其下部トシテ宜シイノデシヨウ

(委員長) 分ル事ハ分ルネ

日本學術振興會



(鶴田委員) 目隠シハ明日皆ニ相談シテ板ノマスカ目ヲ隠スト云フ事ハアリマセン

(栗塚報告委員) 之ハ如何ニモ手ヲ着ケラレナイノデス

(鶴田委員) 一字モ削ル能ハスカ

(松岡委員) 「寛假ノ」ノ三字丈ケハ削除シタイ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 末項ノ又一尺以上ト云フハ分界線ヲ隠ユル事ヲ所有者ガ承諾スルニ於テハ分ラヌ

(南部委員) 目隠シハ一尺以上隠ヘテ、分界線ヲ掃ヘテ一方ガ承諾シタラト云フノデス

(栗塚報告委員) 「此場合ニ於テ、所有者ハ目隠シチモ要求スル事ヲ得」ト讀ムノデ、如何ナルトキカナレバ目隠シガ一尺又ハ其一尺以上分界線ヲ隠ユル事ヲ相隣ノ所有者ガ承諾スルニ於テハデ

ス

(松岡委員) 目隠シハ分界線ヲ過ス事ハ出来マセンガ、一尺以上ヲ許ストキハ求ムル事ヲ得ト云フナレバ、宜シイガ目隠シチ盡ルニ許スト云フノハ

(南部委員) 此場合ニ於テデス

(松岡委員) 私カ云ヒ立テ、私ノ相隣地ノ栗塚ガ「松岡、貴様目隠シハ一尺又ハ一尺以上二尺デモ通常ノ目隠シテ分界線外ニ造ル事ヲ許ス」ト云ヘバナシデセヌト云フカ

(南部委員) 相隣地ノ松岡カラ要求スルヲ得ルノデス、若シ以下ノトキハ向ウデ承諾シテモ出来ヌト裏デ含ンデ居ルノデアリマス  
(南部委員) 一尺又ハ一尺以上ト云フハ必要デス

(松岡委員) 分界線デ突出スルヲ得ス、併シ許シチ得タラ構ハヌト云フノデシヨウ



(鶴田委員) 左様デハナイ、造ラヌ中ニ何レ許スヤ否ハ極マルカラ分界線ヲ除ヘテ許スカラト云ヘバ造ラナケレバナラン、許シサヘスレバ併セテ作ルト云フ事ガ要求スル事ガ出来ルト云フノデス

(栗坂報告委員) 相隣者目隠シヲ要求スル事ヲ得、若シ承諾ヲ得タナレバト云フノデス

(南部委員) 目隠シチスル人ノ話デス

(松岡委員) ソレハ大變オカシイ話デ、私カ貴君ノ地面へ目隠シチ一尺突出シテシタイト求メマシタ、貴君ガ許スト承諾シタラ私ハ目隠シチ爲ル事ハ極マツテ願ルノデス

(南部委員) 承諾シテモ一方ガセヌカモ知レヌ、目隠シガ一尺又ハ一尺以上餘ユル丈ケ承諾シタノダカラ作ルト云フガ別段ニ其トキ栗坂サンガ要求スル事ガ出来ルト云フノデス

(栗坂報告委員) 目隠シチ掃ヘレバ許スガ、ソレデ君ガ作ラヌト、

私ガ一尺デモ宜シイト承諾シタナラ貴君ハ作ラヌカラ何事作テ呉レト云フノデアリマス

(松岡委員) 何故ニ

(南部委員) 此レ丈ケサヘ承諾シテ勘辨スレバ、要求ガ出来ルト云フ旨意デアリマス

(渡委員) 一方カラ界ノ線ヨリ一尺以上目隠シテ呉レト云フノデス

(松岡委員) ナンデ云フカ

(南部委員) 取明意ヲ作テ目隠シチスル場合デアリマス

(工藤報告委員) 前項ノ場合ニ於テ分界線ニ突出スルナレバ實際設ケル事ヲ得ス、然レトモ一尺以上突出スルモ承諾スル者ハ要求スルヲ得ルノデス

(南部委員) 承知スルナレバ出来ルト云フノデス



(工藤報告委員) 承知スルナレバ目録シテ要求スル事が出來ルト云フノデアリマス

(南部委員) 「所有者ハ」ト改メテ宜シイ

(栗塚報告委員) 宜シイデシヨウ

(松岡委員) 目録シト云フノト、憲ハ別デシヨウ

(栗塚報告委員) 憲ノ語ハナイ

(松岡委員) 承諾シナカツタラ、目録シノ憲ハ出來マセンノデ、ソレヲ許スノハ目録シテスルカラ許スノデシヨウ「若又ハ」トアル一尺以上突出スルナレバ請求スルヲ得ルト云フノハ、作ラヌナレバ契約ニ背ク丈ケデス

(南部委員) 末項ハ作ル事ヲ云ヒ度クナイノデス

(松岡委員) 許ス人ハ要求スル事ハ要ラヌ筈デス

(南部委員) 寛假取明憲デハイカヌ、ドウシテモ目録シテシテ吳

レナケレバナラヌト云フノデアリマス

(委員長) 理由ガアレバ別段デスガ、我輩ノ考ヘルニハ、左様ノ事ハナイト思フガ、一方ノ人ガ承諾スル以上ハ、三尺チ一尺ニシテ宜シイカ知レヌ、其所ヲ承諾ト云ヘバ何デモ看過ダカラ此所ニ極マツテ承諾スルカモ知レヌト云フ事ハアリマスマイ

(南部委員) 却テ承諾シナイカモ知レヌ、一方ガ取明憲デヤラレテハ迷惑ダカラ目録シテシテト云テモ、一方ガ憲ガナイノデスカラ協議上ノ成立トハ違ヒマス

(鶴田委員) 隣リノ奴ガ寛假目録シテ作ルデシヨウ、併シ私ノ方デ作テト云ヘバ否トハ云ハレナイ作ル義務ガアルノデ、其所デ協議上成立トハ違フノデス

(栗塚報告委員) 「此場合ニ於テ相隣地ノ所有者ハ目録シテ一尺又ハ其以上分界線ヲ越ユル事ヲ許シテ、之ヲ要求スル事ヲ得」ト



スレバ宜シイ之ヲト云フハ目録シテ指スノデス

(鶴田委員) ソレデ宜シイ

(委員長) ソレナレバ分ルガ、ソウシテハドウカ

(南部委員) 其方ガ宜シイ

(栗坂報告委員) 直譯語ニハ致ニ書イタ通りガ宜シイ

(南部委員) 當リ前取明憲ヲ指ヘル場合ニ一尺又ハ一尺以上ヲ許

スナレバ目録シテ要求スル事ガ出來ル、取明憲ノ場合ト變タ事ハ

アリマセン

(鶴田委員) 目録ヲ設ケル事ノ出來ル旨意デシヨウ

(委員長) 物好キニ目録シテ指ヘルノデ取明憲デハアリマセン

(栗坂報告委員) 取明憲ガ出來ルトキハアリマス、此ノ上ニモ尙

ホ目録シテ付ケテ呉レト云フノデシヨウ

(松岡委員) ソレガイカヌノデス

(委員長) 栗坂ノ修正ノ通りデ宜シイ

(松岡委員) 意味ハ分リマシタガ、文字ガ分ラヌ

(南部委員) 註チ見ルト、貴君ノ説ノ様デハアリマセン、取明憲

ヲ作ルヨリモ寧ロダカラ、原書ヲ御覽ナサイ

(栗坂報告委員) 取明憲ガアルカラ、ソレ故ニデス

(南部委員) 取明憲ヲ設ケラルルヨリモト云フノデシヨウ

(渡委員) 左様デハアリマセン、前ニ分界線ヲ繪ヘテハナラヌト

アリマス

(南部委員) 輿論ガ左様ナレバ宜シイ

(栗坂報告委員) 此場合ト云フハ二項ノ場合デス

(南部委員) 二項ハ設ケル能ハサル場合デアリマス

(栗坂報告委員) 目録シテ設ケル能ハサル場合ダカラ取明憲ヲ作

タノデス



(南部委員) 私ノ作タナラヤツテモ宜シイ、併シ取明憲デナクツ  
テモ従前ノ憲へ突出シテモ宜シイト云フノデス

(栗塚報告委員) 取明憲ヲ作タ上ニモ尙ホ目録シテ要求スル事ヲ  
得ルト云フノデス

(松岡委員) 栗塚サンノ初ノ云々様ニ「之ヲ」ト云タラ宜シイ  
(委員長) 寛假取明憲ノミナラズト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様云フ意味デ御座イマス  
(委員長) 寛假デハ充分區率デナイカラ、取明憲ヲ持ヘルノミナ

ラズ目録シテ持ヘロト云ヘル事ガ出来ルト云フノデ、日本文デハ  
オカシクハナイガ「ヲモ」ト云フ字ガ遺入タ方ガ前條ニ適シテ宜

シイ  
(渡委員) 此レデ確カデ御座イマス  
(委員長) 多數デ修正ニ決シマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項「寛假ノ」ノ三字ヲ刪リ「幅限」ヲ「格子目」ト修正  
ス

第三項ハ左ノ如ク修正ス

此場合ニ於テ相隣地ノ所有者ハ目録シテ一尺又ハ其以上分界  
線ヲ除ユル事ヲ許シテ之ヲモ要求スル事ヲ得

○第七百八十條朗讀ス

第七百八十條 看望又ハ取明憲ノ自由ニ付キ前二條ニ設ケタル制

限ハ其建築ニ對向スル隣地ノ部分モ憲ナキ建築ナルトキハ止ム  
(栗塚報告委員) 「モ」ノ字ガ消ヘテ「其モノカ」ト翻譯ヲ遺入

リマス

(橋田委員) 「其モノ」ハアツテモ宜シカロウ

(委員長) 對向スル隣地ノ部分ト云フノハ何カ



(栗坂報告委員) 向ウ合テ居ル部分ガデアリマス

(鶴田委員) 向ウ合テ居ル是々ノ窓ナレバ、目障取明窓ヲ拵ヘル

ニ及バヌト云フノデアリマシヨウ

(栗坂報告委員) 左様デス

(鶴田委員) 「建築ナル」ハ餘計デス

(松岡委員) 「窓ナキトキハ止ム」デ宜シイ

(栗坂報告委員) 「其建築ニ對向スル隣地ノ建築ニ窓ナキトキハ

止ム」トシテハ如何デス

(鶴田委員) ソレデ宜シイ

(南部委員) ソレガ宜シイ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) ソレデハ修正ニ決シテ今日ハ是レ迄ニ致シテ置キマス

本條ハ左ノ如ク決ス

制限ハノ下「其建築ニ窓ナキトキハ止ム」ト改ム

于時午後第十一時閉會



民法草案財産編物權ノ部第二十一回議事筆記 自第七百八十一條 至第七百九十九條

明治二十一年二月六日午前九時四十分開議

(委員長) ヤリマシヨウ

○第七百八十一條朗讀ス

第七百八十一條 自己ノ土地ニ或ハ井戸又ハ雨水溜ヲ穿テ或ハ家内用水又ハ人畜ノ糞尿ヲ貯フル坑ヲ穿タントスル所有者ハ少ナクトモ分界線ヨリ六尺ノ距離ヲ殘スヘシ但土ノ崩壊又ハ水液ノ滲漏ヲ防クニ必要ナル工事ヲ爲ス事ヲ要ス(第六百七十四條及ヒ伊民第五百七十三條)

乾燥シテ覆蓋シタル密ニ關シテハ其距離ヲ三尺ニ減ス

水ノ通路ニ供シタル小溝、石樋又ハ溝渠ノ三ニ關シテハ其距離ハ少ナクトモ其深サノ半ニ均シカルヘシ然レトモ三尺ヲ除ユヘカラス其他溝渠ハ分界線ノ方ニ於テハ斜ニ削下シ又ハ石垣又ハ



欄ヲ以テ其側ヲ支持スベシ一伊民第五百七十五條乃至第五百七十七條一

(清岡委員) 六尺ノ距離ヲ殘スニ至テハ實ニ甚ダシイデスネ

(南部委員) 七百八十三條ヲ御覽ンナリ其上御論ヲ聞ヒマス

(清岡委員) 七百八十三條ニアルケレトモ、慣習ガ許シタニモセ

ヨ、慣習ガ惡ルイノデ六尺ノ距離ハ一向行ハレヌ事ニナルカラ斷

イ

(南部委員) 「雨水溜」ハ原書ニハ何トアリマスカ、此方ノニハ

「水溜」トアリマス

(今村報告委員) 翻譯ノ方へ通ジマセンガ、字引ヲ引クト「雨水

溜」トアリマス元ノ翻譯ハ字引ト間違ツテ居リマス

(松岡委員) 下水ガ漏レルト云フニアラズ、雨水ト云フト狹キニ

過ルト云フノデス

(村田委員) 雨水溜ハ耳馴レテ仕舞ツタノデス

(松岡委員) 雨水ト云フト如何ナル事ニスルカナレバ是レカラ使

ウ方ノ目的デアリマス

(南部委員) 此ハ雨水ヲ蓄ヘテ置クト云フノデ、雨水ヲ飲料ノ爲

ノ貯ヘテ置クト註ニアリマス

(尾崎委員) 耕作用ニハアリマスガ、此所ハ飲ミ水ダカラ此ハ日

本ニハアリマスマイ

(鶴田委員) 聖刺比亞邊ニハアリマスガ、日本ニハアリマスマイ

(松岡委員) 水溜ト書イテ置クノハ註ニモ見ヘルト云フノデ雨ノ

方ニ要ハナイノデス

(南部委員) 註ノ旨意ニ依ルト「水溜」トヤツタ方ガ宜シイ

(松岡委員) 水ガ要用ノ方ニナルノデス

(清岡委員) 併々水溜ト云フハ日本ニハナイ



(今村報告委員) 實ハ雨トセス、水溜トスルト宜イノデス

(松岡委員) 雨ト云フ字ヲ削除スルト宜シイ、註ヲ見ルト雨水ニハ限リマセン

(南部委員) 此ハ水溜ニシテモ一向害ハアリマセン

(松岡委員) 「雨」ト云フ字ヲ削テハ如何デス

(尾崎委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(村田委員) 前ノ「雨水溜」ト云フノモオカシイ、此ト同ジニナラナケレバナラン

(委員長) 水トシテ宜シウ御座イマシヨウカ

(尾崎委員) 宜シイ

(委員長) 此レハ今村サン此前ニモ「雨水溜」ト云フ字ガアリマシタカラ翻譯デ彼ト字ヲ同ジニシテ下サイ

(今村報告委員) 此前ハ何條デ御座イマスカ

(松岡委員) 六百三十五條デ「雨水溜井戸水道ノ管又ハ溝」ト云アリマス、此所ハ自分ノ便利ニ拵ヘルモノデ、彼所トハ違ヒマス其所デ彼モ「水溜」トシテ宜イノデス

(清岡委員) 用水ハ溝ニ通入ルガ、家用水ハ使ツタ上ノ水デアリマシヨウ

(鶴田委員) 家用水ハ使ツタ後ハ溝水ダガ、左モナイト家用水デス

(村田委員) 原文ニハ「汚穢ノ水」トアリマスカラ家用水ハ此坑ト云フ字マデ通入ルノデス

(今村報告委員) 私モ此間報告委員デ調ベルニ、雨水ヲ桶へ蓄ヘテ置クト云フ註ガアリマス、ソレデ私ノ思フニ熱海ノ如キ水ヲ蓄ヘルモノト思ヒマス

(松岡委員) 字書ノ水溜ト云フノハ雨水ヤ又下水ヲ溜ノル意味ノ



アル事ヲ知ラズ、水溜ト云フ字ヲ雨水溜ガ多イカラ左様ナリト爲  
タノデハアリマセンカ

(南部委員) 兎ニ角水溜トシテ「ボアソナード」ノ註ノ意味ヲ探  
テ修正シテハ如何デス

(松岡委員) 「雨」ノ字ヲ削リマスガ諸君ハ如何デス

(鶴田委員) 宜シカロウ

(今村報告委員) 尤モ「雨」ト云フ字ハアツテモ差支ハアリマセ

ン

(委員長) 差支ナカロウ

(村田委員) 「雨水溜」デ差支アリマセン

(今村報告委員) 下水ガ道入ツテハイカヌノデス

(清岡委員) 「下水溜」デナケレバナラン

(南部委員) ソレデハ元トノ通りデ宜イデシヨウ

(今村報告委員) 元ノ通りデ宜ウ御座イマス

(松岡委員) 害ガアルト思フ

(今村報告委員) 雨水ダナクシテ貯ヘルノモ、此條へ當ルノデス

(鶴田委員) 水ガ流レルヲ溜ノル所ヲ作ルノデス、雨水溜ト云フ

ト、日本ニハナイト思ヒマス、池ヲ掘テ雨水ヲ貯ヘルノハナイデ  
シヨウ

(今村報告委員) 田舎へ行ケバ幾ラモアリマス

(松岡委員) 畑ノ用水ニモ溜ノルノデアリマスカラ、水溜ト云テ

置イテ差支ナイ、其レヲ雨水ト云フト害ガアリマス

(清岡委員) 水溜ト云テ、雨水ト見ルト、汚穢ノ水ニナリマス

(今村報告委員) 之ハ原案デ御説キテ願ヒマス

(南部委員) 前ニ通ツテ來タノデアリマスカラ原案デ御説キ下サ

イ



(村田委員) 宜シイ

(渡委員) 宜シイ

(松岡委員) 原文ヲ變ヘルノデハナイ、註解ヲ見ルト「雨水」ト書クハ翻譯字書ノ狹イモノニサレタノデ、此水溜ト云フ字ハ註ノ意ヲ見ルト「雨水」デハアリマセン

(南部委員) 註バカリユハ據ラレマセン

(松岡委員) 水溜トハ何ノ事ナリトアリマスカラ

(南部委員) 此所ハ水溜ハ左様デアルトシテモ前ノ水溜デナイモノモ同シトシテ變ヘル事ハ出来マスマイ

(松岡委員) ソレヲ推スト、文義ハ何ニ依タカ即チ文義ハ字引ニ依タノデ、佛蘭西ノ字引ニ「雨水」トアツテモ原案者ノ書イタモノト兩方用フル事ニ見ナケレバナラン故ニ前譯ニモ「水溜」ト書イテアリマス、此度「雨」ト云フ字ヲ冠ラセテハ意味ガ狹クナリ

マス

(今村報告委員) 元ト原案者ガ雨ヨリ外ノモノヲ入レタハ無理デアリマス、別ノ項ガアリマスカラ

(村田委員) 五百四十二條ノ元トノデモ、雨水溜ト云テ居ル、ソウシテ此所ニ水溜トアリマスカラ元トノ翻譯ガ惡ルイノデス

(委員長) 此儘置ク方ガ多數デ御座イマスカ

(渡委員) 此儘デ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 今村サン之ハ文字デアリマスカラ翻譯デ調ベテ下サイ「ステロン」ト云フ字ハ雨ノ水溜デナイモノカ、ナイト云テ「ボアソナード」ノ如キ註釋ガ出来ルヤ否ヤ出来ルナレバ外モ雨水溜ト云ハストモ宜イカラ、出来ヌナレバ雨水溜ニ外ナランカラ調ベテ下サイ

(今村報告委員) 宜シウ御座イマス



(南部委員) 糞尿ノ「尿」ノ字ガ被ケマシタカラ御加ヘ下サイ

(今村報告委員) 此所ニ掲ケタハ苟モ國アツテ人民ノ居ル所ハ此

様ナ習慣ノナイ事ハ幾ントナイト云テ宜イデシヨウ

(松岡委員) 家ノアル所デナケレバ構ハヌノデシヨウ

(南部委員) 左様デス

(松岡委員) ソウハ見ヘマセン、分界ト云フノハ隣リノ宅地ト云

フニハ限ランデシヨウ畑地モアルデシヨウ

(鶴田委員) 何デモ界デシヨウ

(松岡委員) 若シ耕地ト云タラ田舎デハ六尺杯ハアリマセン

(南部委員) 何方ニモ習慣ガアリマスカラ

(尾崎委員) 先ヅ宅地ノ積リデシヨウ

(清岡委員) 六百七十四條ヲ引イテ居ルノデス、ソレニ「塙壁ノ

接近シテ云々」トアリマス、此ニハ塙壁接近トモ何トモナイ、唯

ダ土地トアルカラ宅地ト云フ事ヲ入レヤウデハアリマセンカ

(南部委員) ケレトモ塙壁宅地ニハ限リマセヌ、塙壁ト云タラ宅

地バカリニ限ルトハ云ハレマセン

(清岡委員) 畑ヤ田ハ塙壁ヲスルモノデナイ

(今村報告委員) (ボアソナード)ガ民法ヲ書イタカラ簡様デシ

ヨウ、成程日本ノ畑ニ塙壁ガアツテハオカシイガ、佛蘭西ニハ幾

ラモアリマスカ、四方チ圍ツタ土地ハ田舎ニハアリマス、又簡様

ナク撰チ造ル所ハ幾ラモアリマス

(尾崎委員) 原案ノ距離ハ耕地杯ハ六尺ノ距離ヲ要スル事ハナイ

(南部委員) 一方ガ宅地デアツタラドウカ、一方ガ畑デアツタラ

如何

(尾崎委員) 差支ヘアリマスマイ

(南部委員) 矢張り耕地ヘ設ケテ宜シイ



(清岡委員) 隣りに建ツルノデアリマスカラ、一方ノ塙壁へ接近シテスルカ、或ハ云々トアリマスカラ

(今村報告委員) 宅地耕地ノ區別ハアリマセン

(村田委員) 區別ハアリマセンガ推シテ宅地トスルガ宜シイ

(南部委員) 推シテスルハ宜シイガ宅地ト限ルノハ悪ルイ

(松岡委員) 宅地ト區別チスルカ否ヤチ極メタイ

(今村報告委員) 初ノニ箇様ナ事チ極メナケレバナラン、民法ニ

宅地ト云フハ新様、何ハ新様ト云フヨリ初メナケレバナラン

(南部委員) 一寸「宅地」ト入レルハオカシイ

(松岡委員) (ボアソナード)ガ羅馬以來宅地ト田野ト二箇ニ分

ケテアルト云テ、之チ一箇ニシタガ、實ハ細カニ云フト、不明瞭

ガ起テ来マス

(南部委員) ソレハ起リマセン

(鶴田委員) 所有者ト云フノハ借地所有者ノ事ハ云ハヌノデシヨ

ウ

(松岡委員) ソレハ二段ニシテ賣ヒタイ

(村田委員) 耕地ト見ナイト、人ノ認識デモ設ケル時分ニハ宅地

ト云ハナケレバナラン

(鶴田委員) 耕地ナレバ肥料チ溜メル所チ造ルノデス

(清岡委員) 宅地ノ場合ニシテモ工場等ノ如キハ如何デス

(松岡委員) 私等ノ圖デハ畑ノ中ニ井戸ダラケデ、溝チ作ル所へ

ハ管ナ水溜ガアリマス

(清岡委員) 此レデハ旨意ガ分ラヌカラ旨意ノ顯ハルル様ニシヨ

ウデハアリマセンカ塙壁トカ何トカ云フモノチ入レテハ如何デス

(南部委員) ソウスルト全体耕地宅地ノ性質チ悉ク書イテ、ソレ

丈ケテ調ベナケレバナラン宅地ノミーツアツテハ不都合デアリマ



ス、之ハ宅地耕地ノ場合ヲ見テハ居リマセン

(清岡委員) 六尺ヲ隔テハ大變デス

(南部委員) 差支アリマセン、習慣ノアルモノハ習慣ニ依ルノデアリマス、習慣ガアルニ、條ガ無ケレバ御説ノ通りデスガ、却テ習慣上カラ云フト、耕地ノ困難ヨリハ宅地ノ困難ノ方ハ甚シウ御座イマシヨウ、宅地コソ接近シテ互ニ穴ヲ設ケル餘地ガ無イ所ガアルガ、畑ヤ田ニハ溝ガアリマス又造ツテ宜シイ、併シ習慣ガアレバ習慣ニ依テヤリマスカラ堀リ來リタモノハ改メテ分界線ヨリ六尺ヲ隔テナケレバナラン困難モナシ、又新タニ開墾デモシタ堀ニハ真中ヲ堀レバ差支ハアリマセン

(清岡委員) 習慣ヲ守ラナケレバナランナレバ先方デモ新タニ造ツテモ習慣ナラ仕方ガナイ

(南部委員) ソレハ此所バカリデハアリマセン、宅地トシテモ同

ジデ、論點ガ違イマス

(鶴田委員) 一体此ハ要ヌノデス

(南部委員) 削ルト云フノハ益々不都合デアリマス

(村田委員) 此邊ハ宅地ノ事ヲ云フノト見テ宜シイ

(今村報告委員) 一寸謝罪ニ御注意申スガ、七百五十七條第三款經界トアル彼ノトキハ如何ニモ宅地ノミニ當テ候リソウデハボアソナードニ質問シマシタガ、其答ヘニ左様デナイ、宅地耕地ノ區別ナキ規則ダト云フ答ヘテ得テ居リマス

(松岡委員) 之ハ云フ迄ハアリマセン

(工藤報告委員) 其例ヲ見ルト、七百七十二條ニ生簾築垣ト一方ニ付イテ云々トノ事ノミデモ、此條ハ宅地バカリノ考ヘデナクシテ總テ宅地ノ小圍ケハアリマセンガ、無論全体ヲ認ムル事ガアリマス、ソレカラ習慣ノ事モ御話ヲ致シマスガ佛國デモ習慣ヲ削除



サレテ習慣ノナキモノハ此法律ニ從フト佛民法ヲ立テ居リマスカラ之ヲ日本ニ存シタラ如何カト云ヒマシタ、ソレハ習慣ト云テモ種々アルノデ、先ヅ習慣ノナイモノガアルカラ、習慣丈ケハ法律ヲ立ツル以上ハ此法律ニ從ヒ習慣アル分ハ新據ト當然云ハナケレバナラント云フ返答ガアリマシタ

(松岡委員) 佛國ハ習慣ヲモーツニスルデシヨウカ

(工藤報告委員) 返答ノアツタノハ習慣ノナイ事ハナイノデアリマスカラ、習慣ノアルモノハ習慣ニ從フト云フト法律ハ要ラヌヨウナルカラト云フノデス

(松岡委員) 國障ト塙壁ハ區別ガアリマシヨウネ

(南部委員) 區別ハアリマセン

(松岡委員) 塙壁ナレバ築垣竹垣デ嵌リマス

(南部委員) 四款ノ内ニ國障トアリマス其中ニ塙壁事モアリマス

國障ハ大キイ方デアリマス

(松岡委員) 塙壁ト書ケバ垣根デハナイデシヨウ

(尾崎委員) 此レデ置クヨリ外ハアリマセン

(渡委員) 六尺ノ距離ヲ三尺トシタラ宜カロウト思ヒマスガ

(南部委員) 之ヲ置クカ置カヌカチ極ノテ、ソレカラニシテハ如何デス

(渡委員) ソレハ極ノナイガ宜イト思ヒマス

(南部委員) 宅地ト耕地ノ區別ナク適用スル場合ニ論ガアリマスカラソレチ決シテカラニシタイ

(今村報告委員) 議論ノアルハ御尤モデ、日本ノ地割ハ名稱區別ノ法律ガアツテ宅地山林原野ト種々ノ名ガアツテ地界カラシテ違ツテ居リマス所ガ(ボアソナード)ノ面マニハソソナ事ハナクシテアルカラ家ガアツテモナクツテモ無茶苦茶デアリマス



(南部委員) 併シナガラ家ノ二箇アツタ場合ニハト見テ居ルカラ  
 (今村報告委員) ソレハ家ニ添フテ云フ話シテ、抑モ土地ノ種類  
 ハ一向考ヘガナイノデアリマスカラ、御論ノ出ルノハ尤モト思ヒ  
 マスガ、區別スルト一寸此所へ出ス際ニハイカヌノデアリマス  
 (清岡委員) 所ガ箇様ナ運賃ニシテ強チ區別スルニハ畑地ハドウ  
 デモト云フノデアリマセン、分界線杯ノ字ヲ今少し改メテ塙壁  
 トカ云フ様ナモノガアルナレバ畑デモ塙壁ヲ作ル以上ハ、牛デモ  
 飼フトカ、百姓仕事ヲスルトカハアルノデ唯野原デモ分界線ハ山  
 林ニモ畑ニモ田ニモ何所ニモアルノデ、コウ云フモノハ案ヨリ六  
 尺ノ距離ヲ供サナケレバナラン事ハ決シテナイ筈デアリマス、故  
 ニ塙壁アルモノ人家ニ接スル所ハ必ラズアルニ相違ナイ、假令人  
 家デナクシテモ人ノ屢々出入スル所ハ塙壁デモアレバ幾ント宅地  
 ニ類スル様ニ書イタラ宜シイ唯ダ野、山、畑デモ土地ニ六尺ノ距

離チ殘セト云フハ斷イ話デス

(南部委員) 御説ハ一應御尤モデスガ七百八十二條邊モ皆ナ塙壁  
 トナサル御積リデスカ、又此條バカリ塙壁トナサルノデスカ  
 (清岡委員) 矢張り一定ニシテ差支ナイ、佛蘭西法律ヲ見ルニ皆  
 ナ人家ニ接シテ居ル事バカリ云テ居ル凡ラタハ畑ヤ田デハナイノ  
 デアル、成程習慣アル地ナレバト云フガ、習慣ガアルニモセヨ將  
 來開墾スル場所ハ垣立ヲシテヤル様ナル所ハ奥州ヲ開拓スルニシ  
 テモ開拓地ニハ習慣ハアリマセン  
 (南部委員) 差支ナイ、大キナ開拓スルニ六尺ノ距離ヲ取ル事ノ  
 出来マセン事ハ、決シテアリマスマイ  
 (清岡委員) 宅地ニ接シテ塙壁デモアルトキハ必ラズ六尺ノ距離  
 チ殘スガ宜イト云フ習慣ガアレバ仕方ガナイ  
 (渡委員) 宅地畑地トノ區別ヲ立ル論ガ及ブノハ宅地デアレバコ



ソ界ニ接近スルヤ否ヤノ論點ガ困難ナリトシテ、宅地デナイナレバ六尺デモ一丈デモ差支ナイ、宅地ニ付テ制限スルノハ困難ヲ生スルト思ヒマス、私ハ分界線ヲ増設ニ改メルノ如何ニ付テハ經界線ヲナケレバナラント思ヒマス、只ダ私ノ希望ハ多クハ宅地ノ方ヘ當テル事ガ多イト考ヘテ居ル然ラバ六尺ノ距離ヲ廢セトシテ置イテ制限ヲ付ケテ、然ウシテ八十三條デ争フベカラザル習慣ガアレバ慣習ニ依ルト云フト、今村サンノ云フ通り慣習ノナイ地ハ幾ンドナイ位デ、争フベカラザル譯デ、慣習ト云フモノハ大概經界線ノ間ニ雪隠ヲ作ルニモ、間ニ漸ク人ガ進入ヲ排除スル位ノ距離ハ出來ニ違ヒナイ、スルト六尺トナツテモ慣習ガアルト六尺ノ距離ハ出來マセント云テ新タニ北海道ノ如キハ内地ノ慣習ガアルカラ此方ハ八十三條ガ行ハレテ行クダロウ、其方ガ便利ダカラデス殊更ニ六尺ヨリハ三尺デ濟マセルハ便利デスカソウスルト六尺ト云フ

事モ如何ニモ實地ニ適用シマセン、日本ノ慣習ニ於テ六尺ニ背クダロウト思ヒマス、恰度此條モ次ノ條ノ八十二條モ六尺ト云テ居ルガ、慣習ガアレバ六尺ガ行ハレヌカラ、行ハルル丈ケニ制限シテ宜イデショウ、少クトモ三尺トシタナレバ、若シ量ミニ依テハ六尺ナリ、十尺ナリ自由ニナルガ、六尺ヨリ小サイ距離ハ行ハレタト云テモ、慣習ガアレバ困ルカラ、之ヲ三尺ニ直シタイ希望デアリマス、外ノ事ハ是レデ宜シイ

(松岡委員) ソレハ時ニ過ハシテ賣イタイ

(南部委員) 宅地耕地ヲ區別スル理由ハナイ、慣習ニ依テトアレバ差支ナイ

(清岡委員) 慣習ニ依テ差支ナイト云フト、如何ナル事ガ他ニアツテモト云フ事ハ出來マセン

(南部委員) 如何ナル事ガアツテモト云フ理由デハアリマセン、



併シ宅地ト耕地ニ依テ區別ヲ付ケル理由ハナイト云フノデアリマ  
ス

(清岡委員) 習慣ニ依ルノハ止ムヲ得ザル事ヲ法律ガ極ノル以上  
ハ習慣ニ依ルト云フハ、十軒アツテモ習慣ダカラ

(南部委員) ソレハ別ノ話シデス

(今村報告委員) ニツノ問題ガ起リマシタガ、距離ト宅地耕地ノ  
區別論ヲ御座イマス

(松岡委員) 之ハ起案者ニ於テモ羅馬法ヤ佛蘭西法ヲ排撃シテ來  
タト云フモノノ希望ダノ何ソト他ノ家ニ對シ、建物ニ對シスル  
義務デアロウト思フカラ、文字ノ入レ方ハ不充分ナレトモ、少ク  
トモ塙壁ヨリトカ、分界線ヨリトカ、塙壁ト云フ字ガアレバ、自  
カラ宅地モ見出スデシヨウ

(鶴田委員) 塙ガアレバ分界線、分界線ガアレバ塙ガアルノダカ

ラ、ソシナ事ハ云ハヌデモ宜シイ

(松岡委員) 字ノ方ハドウデモ宜シイ、塙ノ所ハ伊、佛ノ如キハ  
塙壁ニ接近シテ、井戸ナリ溝ナリ作ルトキハト、場所ガ極ツテ  
居ルカラ

(渡委員) 其所ハ歐羅巴ノ土地ト日本ノ土地ト違ウカラ、

(松岡委員) 必ラズ塙ヲ圖フトハ云ヘマセン

(今村報告委員) 日本ノ宅地ハ極ラヌモノデ、耕地ヲ賃シテ宅地  
ニスルカモ知レン

(鶴田委員) 宅地ガ林ニナツタ事モアリマス

(今村報告委員) 宅地耕地ノ法律上ノ區別ハアリマスガ、實際區  
別ハアリマセンカラ、エライ賤ノ品物デス

(委員長) 全体只今ノ論ハ如何ナル論ニナツテ居リマスカ

(鶴田委員) 之ハ宅地ノミニシヨウト云フノデアリマス



(委員長) 左様デモナイ様デスガ

(清岡委員) 宅地ノミニ限ルト云フ論デモアリマセン

(南部委員) ソレナレバ之デ宜シイ

(清岡委員) 併シソレハイケマスマイ分界線トアレバ分界線ノナイ土地ハナイカラ必ラズ如何ナル畑デモ六尺ノ距離ヲ残スハ不都合デス

(委員長) 畑ノ六尺位ハ困リマセン、只今六尺デハ困ルト云フハ市街杯ノ土地デシヨウ

(清岡委員) 左様デハアリマセン

(村田委員) 左様デス

(清岡委員) 分界線カラ六尺ト云フト、自分ノ地所ヲ細ラナケレバナラン

(委員長) 少タトモ六尺ダカラ全体土地ノ境界地へ肥料溜杯ヲ拵

ヘヌデシヨウ圃園へ肥料ガ散リマスカラネ

(清岡委員) 井戸杯ハ一ノ畑へ三ツモ四ツモ細テ居ル、ソレチ六尺ノ距離ト云テハ大變デスカラ

(委員長) 偶々六尺ノ内ニナルモノガアルガ其レハ稀レダカラ彼レチ以テ一般ヲ見ルニ足ラヌ故之ハ先キニ慣習ニ依ルトアレハソレニ依ルダロウシ、山野ニ於テ六尺ノ距離デ困ルト云フ事ハ幾ンドナイダロウ、市街ニハアルカモ知レンガ、是カラ新規ニ作ルモノ丈ケ六尺ノ距離ヲ残サナケレバナラントシテモ宜イデアアリマセンカ

(鶴田委員) 之ニシテ置キマシヨウ

(渡委員) 私ハ三尺ニシタイ論デアリマス

(委員長) 山野ト市街ノ區別ナク置クノ論ヲ極ノマシヨウ

(南部委員) ソレハ格別論ハアリマセン



(委員長) 然ラバ三尺論チナサレバ宜シイ

(南部委員) 渡サンハ三尺論デスガ、七百八十三條デ慣習アルトキハ云々トアリマスカラ差支アリマスマイ

(渡委員) 貴君ノ説ニスレバ在來ノモノハ此限リニアラスト云フモ同シデ、ソレハ慣習デナイ、私ノ云フノハ八十三條ノ慣習ニ依ルト云タハ地方ノ慣習ガ三尺ト云テ見ルト、三尺デ仕來タモノハ此度モ三尺ニ作ルダロウト思ヒマス

(南部委員) 古クシテ且争ハレサル地方ノ慣習ダカラ、六尺以内ニ相込ム確カナ習慣ガナケレバナラン

(渡委員) 私ノ解釋ハ習慣ノ地方ニ存シテ居ル事ハ守ルノデソレデ三尺ニシタイノデス

(委員長) 渡サン、現在ノ三尺或ハ二尺チ直ク修築セヨト云フノデハナク、井戸、溝デモ、一尺デモ現在ハ宜シイ、新タニ井戸チ

細ルトカ肥料溜チ作ル者ハ六尺ノ距離チ置ケト云フノデアリマスカラ、慣習アル方ハ所ノ者ガ三尺デモ二尺デモ一向恠マヌモノ即慣習デアリマス、法律ガアルカラ、イカヌト云テ世間ノ者ガソレチ尤モト云フモノハ法律通りニシナケレバナラン

(渡委員) スルト現在ノ距離ハ無論ダガ、モウ一個作ラントスルニハ之ハ仕來リダカラ慣習ト見認ノラルル、ソウシマスルト新タニ作ルモ一向用捨ハアリマセン

(尾崎委員) 慣習ガアレバ宜シイ

(渡委員) 慣習ノナイ事ハ幾ンドナカロウ

(委員長) ナイトモ云ヘヌ、併シ法律ノ示シタ事ハ自然慣習ガアツテモ人智ノ進ムニ從テ、箇様ニ置クベキデナイト自ラ知テ直セルカ、昔カラノ仕來リダカラト云テ隣リノ臺所ノ傍ヘ距離チ作ル者ガナケレバ他日ノ爲ノニ宜シイデシヨウ



(渡委員) ソレハ左様デシヨウガ、三尺ニシタイ

(鶴田委員) 三尺ガ宜シイ

(委員長) 併シ宜シクナイデス、現ニ作ラルル長屋杯ノ鉀數ヲ換

ノヨウトシテ東京ノ貸長屋杯ハ甚ダシイノガアリマスカラネ

(尾崎委員) 一体ノ事ハ六尺位ノ距離ガ宜シイダロウ

(村田委員) 私モ三尺論ハ賛成致シマス

(南部委員) 村田サンハ奥氣杯ハ御好キカハ知レンガ新タニ法律

ヲ極ノルニハ成丈ケ違クシナケレバナラン

(委員長) 三尺ト六尺ノ論ハ多數ニ依テ極ノマシヨウ、三尺ノ

希望ノ方ハ村田、渡、鶴田、サント三人ナレバ少數ダカラ、多數

ニ依テ原案ニ決シテ先キヘヤリマシヨウ

(鶴田委員) 乾燥シタ蓋ヲシテデスカ

(南部委員) 乾燥シタモノヲ蓋ヲシタノデス

(松岡委員) 蓋ヲ燥カシテデスカ

(今村報告委員) 蓋デハアリマセン

(南部委員) 馬糞杯ヲ云フノデス

(村田委員) 馬糞ハ前ニアリマス

(南部委員) 蓋ヲ燥カス事ハドウシテモ出来ハシマセン

(今村報告委員) 穴藏デスネ

(鶴田委員) 穴藏ナレバ「穴藏」ト云フ字ニシテハ如何デス

(委員長) 今村サン「乾燥シ及ヒ」トシテハ如何デス

(鶴田委員) 「乾燥シ及ヒ蓋アル」トシテハドウカ

(南部委員) 「及ヒ」ハ宜カロウ

(今村報告委員) 之ハ修正センデモ關聯デ「及ヒ」ト入レルデシ

ヨウ

(委員長) 「及ヒ」ヲ入レルバ宜シイ



(今村報告委員) 「及ヒ」ハ翻譯ノ方デ直ス事ニ致シマシヨウ

(松岡委員) 乾イタ穴蔵ト一緒ニシテハイカヌカ

(村田委員) 「三尺ニ過タル事ヲ要セス」デシヨウカ

(松岡委員) 「要セス」デアリマセン

(南部委員) 「三尺以内出ルベカラズ」デス

(松岡委員) 穴蔵ハ水ガ出ルカラデ、溝ハ三尺ヲ越スベカラズダ

(今村報告委員) 三尺ヲ越ヘテハナラヌ事ハナイト云フ意味デ御

座イマス

(南部委員) 直譯ノデ見ルト、三尺ヲ越ユル事ヲ要セスト云フノ

デス

(鶴田委員) 其距離三尺ヨリ越スベカラズトシテ仕舞テハ如何デ

スカ

(松岡委員) 三尺ヨリ深クハサレナイ、二尺デモ宜イト云フノデ

シヨウ「越ユベカラス」デハナイガ、全体云フト削ツテ仕舞テモ  
宜シイ

(南部委員) 三尺ハドウシテモ残サナケレバナラン、三尺ヲ超過  
シテハナラヌト云フ事ハナイノデスカラ

(松岡委員) 三項ハ深サ厚サヲ定メルモノ、深サニ相應シテ云々  
トアリマス深サノ半バデアレバ三尺デナクツテ宜イノデス

(渡委員) 三尺ヲ越ユル事ヲ要セストシテ宜シイ  
(委員長) 左様デス

(鶴田委員) 三尺ノ内へ進入ツテモ宜イト云フノデスカ  
(委員長) 三尺ヲ越ヘナケレバナラヌト云フ事ハナイト云フノデ

ス

(尾崎委員) 三尺ハナケレバナラン

(松岡委員) 距離ハ少クトモト云フ制限ハ何ノ要モナイ



(南部委員) 或ル場合ニハ出來ルノデ、然レトモ三尺ヲ離ユベカラズ、一尺ノ深サガアルト、皆ナ一尺デ宜サソウダケレドモ、左様デナイ、ドウシテモ三尺ハナケレバナラント云フノデス

(松岡委員) 二間ノ深サノ穴ヲ掘タラ、一間ハ假カナケレバナラソト云フノデス

(工藤報告委員) 例モアリマスガ、深サガ一丈四尺アルト、七尺ノ距離ナラザルヲ得ン、深サ一丈四尺ナレバ七尺ノ距離ヲ設ケルハ當然ナレトモ六尺デ宜イト云フノデス

(南部委員) 四間ノ距離ガアレバ二間ハ掘ルト云フノデス

(今村報告委員) 此條ノ意味ハ例ヘバ深サ二尺ノトキハ一尺、三尺ノトキハ一尺五寸ト云フノデ、ソレナレバ八尺ノトキハ四尺カナレバ左様デハナイ、八尺デモ三尺デモ宜イト云フノデアリマス  
(松岡委員) 深サ三尺ナレバ一尺五寸ノ距離デ宜イノデスカ

(今村報告委員) 左様デス

(清岡委員) 矢張り三尺ナケレバナラシヨウ、

(今村報告委員) 否淺イモノナレバ宜イノデアリマス

(鶴田委員) 深イハ深イケレドモト云フノデスネ

(松岡委員) 左様ラシイ

(今村報告委員) 掘點ハ三尺トシテ置ケバ宜イノデ、小サイノハ三尺デナクツテモ宜イノデ註ニモアリマス、抑モ水ヲ取タリ貯ヘタリ、距離ヲ要スルハ何カナレバ掘ミ込ンデ來テ蓋ルルカ、否ヤダト云フノデアリマス、ソコデ之ハ「掘ユル事ヲ要セス」ト翻譯ノ方デ直シマシタカラ報道致シマス

(村田委員) 關ルト云フハ部分深山アリマスカ

(今村報告委員) 如何デスカ、石ヲ鑿テ上ニ蓋ノナイノデ、ソウシテ水ガ通ツテ行クノデ、コウナツテ層ルノガアルカモ知レヌ



(委員長) 分界線ニ於テハ斜ニハ自分ノ方ヘ斜ニナルニ相違ナイ  
カ

(今村報告委員) 向ウヘ斜ニヤツテモイカヌデシヨウ

(村田委員) 小溝ト溝渠ノ區別ハ宜イデシヨウカ

(委員長) 例デスカラ宜シカロウ

(村田委員) 欄ト云フト荒イ様ニ見ヘマスガ

(松岡委員) 「シガラミ」、ト云フノデ

(委員長) 宜クバ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「乾燥シテ」ヲ「乾燥及ヒ」ト改ム

第二項「隙ユヘカラス」ヲ「隙ユル事ヲ要セス」ト改ム

○第七百八十二條朗讀ス

第七百八十二條 高サ三間ニ隙ユル樹木ハ分界線ヨリ六尺ニ滿タ

サル距離ニ植付又ハ有スル事ヲ得ス

高サ三間ニ滿タス一間ニ隙ユル樹木ニ付テハ二尺ノ距離ヲ存ス  
ヘシ

其他ノ小樹又ハ矮樹ハ直チニ分界線ニ接着セシムル事ヲ得

總テノ場合ニ於テ相隣者ハ前記ノ樹木ノ所有者ニ分界線ヲ隙ユ  
タル枝ヲ伐拂フ事ヲ要求スル事ヲ得又自己ノ土地ヲ侵セル根ヲ  
自ラ截ル事ヲ得(新第六百七十一條乃至第六百七十三條伊民第  
五百七十九條乃至第五百八十二條)

(南部委員) 「矮樹」ト云フノハ雜木デス

(村田委員) 「有スル」ト云フハ植付ケタリシテ育テサセル事ハ  
ナラヌト云フノデシヨウ

(南部委員) 育テサセルト云テハ具合ガ悪ルイ

(渡委員) 佛文デハ「有スル」ハ直譯デス



(今村報告委員) 補付ケル人デアリマス

(松岡委員) 之ハ習慣ガイカヌトナツタラ大變ダガ、之ハ宜シイ

(南部委員) 明カナ條ヲ御座イマス

(委員長) 宜ケレバ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百八十三條朗讀ス

第七百八十三條 古クシテ且爭ハレサル各地方ノ慣習アルトキハ

前二條ノ條例ニ依ラスシテ其慣習ヲ遵守スヘシ

他又前二條ノ條例ハ二個ノ土地ノ分界ガ互有ナルトキト雖モ之

ヲ適用スル事ヲ得

(修正) 末項スノ下「ル事ヲ得」ノ四字ヲ削ル

(今村報告委員) 地方ノ下「種々ノ慣習」ト加ヘテ下サイ翻譯ノ

方ヲ入レマス、ソレカラ「各」ト云フ字ヲ削テ二項ハ「ル事ヲ得」

丈ケヲ削ルノデアリマス

(清岡委員) 「地方ノ慣習ヲ遵守スヘシ」ハオカシイデアアリマ

センカ、之ハ「從フ」位ニシテ宜シイ

(村田委員) 「遵守スヘシ」デアリマス

(編田委員) 「他」ノ字一字丈ケハ撰擇ヲ願ヒマス

(今村報告委員) 「他」モ「又」モ二字丈ケハ削テモ宜シイ

(編田委員) 削テ宜シイ

(松岡委員) 削リマシヨウ、遵守ハアル方ガ宜シイ、本來凡ソ法

律カラ云フト、何々慣習ナキトキハ簡據ト云テ居ルガ(ボアツナ

ード)ハ却テ前條ニ書イテ、慣習ハ後へ懸ト書イタノダカラ確カ

ト云ハナケレバナラン

(委員長) 宜シカロウ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス



第一項「各地方」ノ「各」ノ字ヲ削リ「慣習」ノ上「種々」ノ三字ヲ加フ

第五二項「他又」ノ二字削リ「ル事ヲ得」ノ四字ヲ削ル

第七百八十四條朗讀ス

第七百八十四條 危害アリ衛生ヲ害シ又ハ不便ヲ生スル工業ヲ行

フ爲ノ近隣ノ利益ニ於テ要セラルル條件ハ行政法ヲ以テ之ヲ定

ム

(修正) 一行目ルノ下「工」ヲ「營」ニ改ノ處ノ下「ヲ」ヲ削リ「ハ」ノ一字ヲ挿入ス

(今村報告委員) 之モ翻譯ヲ直リマス「不便ヲ生スル」ヲ「障礙ヲ爲ス」ト直リマス

(工業報告委員) 修正ハ「工業ヲ行フ爲ノ」トアルヲ「營業ノ爲ノ」トシマシタ

(清岡委員) 「危害アリ衛生ヲ害ス」ハドウデスカ

(今村報告委員) 別々デアリマス

(松岡委員) 菓子製造人カ、菓子屋ノ如キデス

(工業報告委員) 革製造者トカ云フ如キ衛生ノ方デ御座イマス

(清岡委員) 「危害ヲ害シ」ハ文章ガオカシイ「害ヲ發スル」トカ何トカシナイトオカシイ

(南部委員) 「危害ヲ發シ」トシマスカ

(松岡委員) 「發シ」モイカヌ

(南部委員) 「危害ヲ生シ衛生ヲ害シ又ハ障礙ヲ爲シ」トヤツタ方ガ宜シイ

(今村報告委員) 危害ナルト云フ事デアリマスカラ生スデモ宜シイ

(南部委員) 生スル營業トナツテ屬リマスカラ宜イデシヨウ



(清岡委員) 「危害ヲ生シ衛生ヲ害ス」ヲ宜シカロウ

(松岡委員) 家ノ建方ノ危イモノハ警察規則ヲ止ノルト云フ意味

モアルデシヨウ

(南部委員) 營業ノ爲メデスカラ無論デス

(工藤報告委員) 即チ危害アルモノト云フノデアリマス

(清岡委員) 「危険ナルトキ」ヲ宜カロウ

(今村報告委員) 原文直譯デハ「不堅固ナル、又ハ障礙ナル」ト

云フノデス

(村田委員) 營業ノ爲メデハ分リマセン、營業ヲ行フトカ爲ス爲

ノトカデシヨウ

(今村報告委員) 營ムト云フハ即チ行フト云フ字デアリマスカラ

(鶴田委員) 危害ヲ生シトシテ先ヘヤリマシヨウ

(渡委員) 其方ガ宜シイ

(委員長) 「危害ヲ生シ」トヤリマスカ

(今村報告委員) 宜シウ御座イマス

(南部委員) 其他修正ガ宜シイ

(鶴田委員) 宜シイ

(委員長) 宜ケレバ修正ニ決シ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

危害ヲ生シ又ハ障害ヲ爲ス營業ノ爲メ云々以下原文ノ通り

○第七百八十五條朗讀ス

前讀款ニ共通ノ通則

第七百八十五條 此節ニ定メタル所有者ノ負擔及ヒ條件ハ圖「デ

バルトマン」又ハ「コンミニュム」ノ私有財産又ハ其資産ニ

付キ働キ方ニテ又受方ニテ之ヲ適用スル事ヲ得

此負擔及ヒ條件ハ受方ニテハ公有財産ニ適用セス然レトモ之ヲ



利ス（伊民第五百五十六條）

（修正） 一行目條件ハノ下圖「デバルトマン」又ハ「コン  
ミューム」ノ十四字ヲ刪リ「公ハ無形人」ノ五字ヲ挿入又  
スノ下「ル事ヲ得」ノ四字ヲ刪ル

（工藤報告委員） 「通則」ハ翻譯デ「條例」ト直リマシタ

（今村報告委員） 本文ノ報告致シマス、私有財産「又ハ」ハ「即  
チ」ト改ノマシタ、ソレカラ「働キ方ニテ」チ「及ヒ」ト直シマ  
シタソレカラ終リハ「適用ス」トナリマシタ

（工藤報告委員） 修正ガアリマス、「公ノ無形人」ト直リマス

（尾崎委員） 公有財産ハ五百何條デスカ

（今村報告委員） 前條條例ノ内五百二十五條デアリマス

（鶴田委員） 要役スル方デ宜イト云フノデ、之テハ餘リ賤イガ何  
トカ仕様ガアリソウナモノデス

（松岡委員） 隣リノ家ノ希望デモ勝手次第ニ義務ハ負セナイ、何  
デモ出來ル、其代ハリ隣リノ家ガラモサセナイノダロウ

（鶴田委員） 「要役者ノ利益ニ於テ適用ス」デ宜イデシヨウ受方  
ハ收益ノ方デ働キ方ハ要役ノ方デアリマスカラ箇様ナ別段ノ調ハ  
使ハヌ方ガ宜シイ

（松岡委員） 穴ヲ掘テモ構ハヌト云フハ宜シイカネ

（南部委員） ソレハ出來マセン、地役ヘハ當テ嵌ノル事ハ出來ル  
ガ、地役ヲ除ヘテト云フ事ハ出來マセン、此方カラ地役ヲ向ウヘ  
向ケルトキハ出來ルノデス

（村田委員） 掘ラルル方ガ役デス

（松岡委員） 公有地ナレバ何尺ニシナケレバナラント云フ役ハナ  
イノデシヨウ

（南部委員） 受方ニ於テハ持タナイノデス



(今村報告委員) 人ノ家ハ威張ツテ行ク事ハ出来マセン

(松岡委員) 公有地ハ全デ宜イト云フ理窟ハ如何カ

(今村報告委員) 私モ種々論ジテ見マシタガ、考ヘルニ公有ノ財産ハカリデアリマス

(松岡委員) 役ヲ受ケヌト云フノハ此方ノ水ヲ汲マセヌト云テ止ノテモ宜イデスカ

(南部委員) 併シドンドン進入ツテ來テハ困リマス

(松岡委員) 負擔條件ヲ守ラヌト、地役ヲ穴ヲ掘ルニ據ハ地役續ダカラ構ハヌト云フハ酷イ

(南部委員) 仕方ガナイ、公衆ノ利益ニハ代ヘラレナイノデス

(今村報告委員) 人民ノ害ニナル事ハサセヌト云フ條デス

(清岡委員) 「利ス」トアルカラ害ヲ加フルノデシヨウ

(今村報告委員) 害ヲ加フルト見テハ大變デス

(清岡委員) 併シ違奉スルニ及バヌトナレバ害デシヨウ

(南部委員) 公衆ノ爲メダカラデス

(清岡委員) 公衆ノ爲メナレバ土地震上ダ規則デスルノデス

(南部委員) アレハ地役デアリマセンカラ濫濫シテハナラヌ

(松岡委員) 水ヲ汲ムトカ云フハ左様デモナイガ、間ニ井戸増設ガアルニ、當リ前ナレバ六尺ヲ避ケナケレバナランガ、公有地ハ構ハス水ヲ流シテモ宜イトナツテハ酷イ話デアリマス

(今村報告委員) 公平ヲ云フト酷イニハ相違ナイ、

(清岡委員) 之ハ裁判例ニ一切依テ宜イト思ヒマス

(南部委員) 地役ハ日本ニナクシテ始メテ置クノニハ愈公衆ノ利益ニ供シテ、ソレニ適用スルヤ否ハ大問題デ、適用シタ日ニハ此使用収益ハ削除スルト見タトキハ公ノ財産ニハ適用セヌト云タ方ガ宜シイ、公有財産ハ五百二十五條ニアリマスガ此類例ヲ見タ所





ガ、公有財産ニ適用シテモ差支ハアリマスマイ、況ンヤ公有財産ハ重モニ大キナモノデアリマスカラ、必ラズ穴ヲ掘ラナケレバナラン事ハ想像シテ始メテ起ル斷デ、全クナイトハ云ハレマセンガ、影イ脚デ況ンヤ官タルモノハ人民ニ損害ヲ係ケヌ様ニスルノハ當リ前デアリマスカラ、之ハ存シテ置イテ宜シイ

(鶴田委員) 之デ宜シイガ、書キ様ヲ直シテ貰ヒタイ

(渡委員) 一寸分リ悪イ

(松岡委員) 文字ハ構ハヌ、事柄ガ官廳ノ建物ヲ持ヘル時分穴ヲ掘テモ水溜ヲ拵ヘテモ池ヲ掘テモ構ハヌト云フハ斷イ斷デス

(村田委員) 官廳ハソソナ事ハシナイ

(鶴田委員) ソレハ公有ノ部分ニ於テハ仕方ガナイ、官有デ地役ガアツテモ地役ハ取ラレテ仕舞フカラ

(清岡委員) 例ヘバ變地ガアツテモ損害ヲ償ハセル事ハ出來マセ

ンデシヨウ

(松岡委員) 地役ノ内穴ヤ溝ヤ井戸ヲ掘ルハ危險ト思ヒマス

(村田委員) ケレトモ無理ナ事ハ出來マセン

(委員長) 事實品川ノ堰場ノ如キモノヲ掘クトカ成ハ容假ノ衣類ヲ與ヘルトカ云フトキ、此理窟ヲ以テ始メシムル爲メデ、平常人民ノ爲メノ官廳ダカラ人民ノ害ニナル事ヲ爲スベキ旨意デハナイデシヨウ

(今村報告委員) 堰場ノ如キヲ掘ク時分ニハ近所ノ土地ヲ買上ゲマスカラ

(委員長) 買上ゲタ所ト接近シテ出來ルカラ、所有者ト争ヒガアツテ此モノヲ以テ論セラレテハ困ルカモ知レヌ

(今村報告委員) 堰場カラ人民へ害ヲ被ラセル事ハアリマセンデシヨウ





(編田委員) 分り良イ様ニ願ヒタイ

(尾崎委員) 分リマシヨウ

(今村報告委員) 「然レトモ之ヲ利用ス」ト致シマスカ

(委員長) ソウ審イテモ名文デモアリマスマイ

(清岡委員) 上ノ備キ方ニテノ「ニテ」ノ二字ハ削除シヨウ

(委員長) 「ニテ」ハ削テモ宜シイ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 宜ケレバ「ニテ」ヲ削ツテ、是レデ食事ニ致シマシヨ

ウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ其他「備方ニテ」ノ「ニテ」ヲ

削ル

于時午後零時十五分休憩

午後第一時二十五分開議

(委員長) 始ノマシヨウ

○第七百八十六條朗讀ス

第二節 人爲ヲ以テ設ケタル地役

第一款 人爲ヲ以テ設ケタル地役ノ本性及ヒ其附種類

第七百八十六條 相隣ノ所有者ハ互ニ其土地ノ利益及ヒ負擔ニテ

附種ノ地役ヲ設ケタル事ヲ得但<sup>此</sup>其役力公ノ秩序ニ反セサル事ヲ要

ス

所有者又ハ其土地ニ在ル成人ハ一個ノ勞力ニ要スル負擔又ハ所

有者ノ一身若クハ之ニ代ル者ノ一身ヲ主トシテ利スル負擔ハ地

役ト看做サレス此第一ノ負擔ハ雇使ニ係ル人權ノ効ヲ有シ第二

ノ負擔ハ使用又ハ賃借ノ物權ノ効ヲ有スル事ヲ得但第八百五條

第二項ニ記載シタルモノハ此限ニ在ラス(第六百八十六條)

(修正) 第二ノ負擔ハノ下「使」ヨリ「得」迄ヲ削リ左ノ





如ク修正ス

情況ニ從ヒ賃借ノ物權又ハ使用賃借ヨリ生スル人權トシテ  
効力ヲ有スル事ヲ得

(今村報告委員) 「又ハ」ヲ「若クハ」ニ改メ「要スル」ノ上ニ  
「主トシテ」ヲ挿入シ「人權ノ」ハ「人權トシテ」  
「物權ノ」ハ「物權トシテ」ト翻譯ヲ改メマス

(南部委員) 修正ハ「第二ノ負擔ハ狀況ニ從ヒ」トシテ使用權ヲ  
削除シマシタカラ「使用又ハ」ノ字ハ削リマス、ソレカラ賃借ノ  
物權ノ下ハ「又ハ使用賃借ヨリ生スル人權トシテ」ト入レマス之  
ハ(ボアソナード)ガ直シテモ宜シイト云テ來マシタ

(鶴田委員) 分ツタ様デサツバリ分リマセンガ、勞力ヲ主トスル  
トハ一身ヲ主トシテマスネ

(南部委員) 註ノ四百三十七條ニ一身ヲシテ云々トアリマス

(今村報告委員) (ボアソナード)ノ原案ノ長イ註ヲ見レバ分リ  
マシヨウガ、一寸見ルトコンナ事ヲ何ゼ書イタカ二項ノ方ハ一向  
ニ分ラヌ、一項ノ方ハ法律バカリデナシ、契約上ノモアリマスカ  
ラ宜シイ、佛蘭西ノ革命ノ前封建ガ行ハルルトキ、地面ニ對シテ  
ノ權利ハ地主ガ持テ、小前ノ者ハ地役ヲ働カナケレバナラン事ガ  
アリ、又地面ヲ持テ居ル御大名様ノ爲メニ働カナケレバナラン事  
ガアル、地面ハ自カラ小作ノ様ナ性質ヲ持テ居ルハ我國ノ家來ノ  
様ナ性質ガアリマスト云フ様ナ事ハ大革命ノトキ打毀ハシタノデ  
アリマス、左様ナ事ハ決シテセヌ事ノ爲メニ民法ニ掲ゲタノデア  
リマス(ボアソナード)ノ註ニモ曰テアリマスガ、日本ニハソウ  
云フ弊ハ今迄アツタ事ヲ聞カナイカラ、將來モナイカモ知レン、  
併シソウ云フ事ノ約束スル事ハナイトモ云ハレナイ、土地ニ負  
擔シタ地役デナイ、甲ノ地面ヲ持ツ爲メ乙ノ地面ノ人ニ仕事ヲサ



スレバ雇人ニシテ仕舞フト云フ條デアリマス、地面ノ持主ガ隣リノ且那樣ニ働イテ上グ様ト云フノハ地面ニ付イタ契約デナイト看做スト、又一ツハ家來ハ地面ノ方へ來テ管理スルト云フ權利ガアルト云フ、二ツノ場合デアリマスソウ云フモノハ地面ニ付イタモノデナイ、使用貸借デ地面ヲ貸シタト看做シテ仕舞フト、或ハ仕用權ト看做シテ地面ノ地役デハナイト云フ積リデアリマス

(清岡委員) 日本ニハナイ事デアリマス

(今村報告委員) アリマセンガ、歷史上ノ説明ガナイト分リマセン、佛蘭西デモ今日ハ肝要デアアリマスマイ

(委員長) 萬一アルカモ知レント云フノデス

(南部委員) 契約上如何ナル事チシテモ地役ニナルカ、左様デハナイト云フ様ニモナリマス

(松岡委員) 文ガ懸ルケレバ換ヘルガ地役トハ見ヘマセン、佛蘭

西民法デハ設定スル時期チ許サレル然レトモ役務ハ人ニ貸シ又人ノ爲ノニ貸サス、單ニ不動産ニ貸スチ必要ト云フノデスネ

(今村報告委員) 不動産ノ爲ノ貸シタラ純然タル地役ニナツテ仕舞ヒマスガ、一方ノ人チ地役デハナイガ併シ無効カト云フニ無効デハナイト云フノデ、他ノ名義チ効力ガアルト云フ文ケデアリマス

(松岡委員) 私ハ之チ削ル説デアリマス、我國ニ利益ガアルカ何ノ要ガアルカ、國人デアレバ隣リ同士ノ地面ノ上ニ勢力ノ事ガ付イテ居ルカ、昔地面ニ對シテ人夫ニ出ル杯ト云フ事ハアツタガ、其外決シテ習慣モアリマセン

(今村報告委員) アレバ年貢ノ地デアリマス

(尾崎委員) 神田ト云フモノニ似タモノデスネ

(松岡委員) 之ハ日本ノ法律ニ入レルハオカシイ



(鶴田委員) 御寺ノ門前ヲ掃除杯致シ、盆暮ニ出ル杯ト云フ事ハアリマス

(渡委員) 要用ハアリマセンナ

(鶴田委員) 欺イテスル様ナ事ガアルカラ之ハ削除シテ宜シイ

(渡委員) 佛蘭西ニハ封建ノ餘習ガアツタカハ知ランガ、日本ニ

ハ必要ハアリマセン

(松岡委員) 講釋ヲ聽イテ左様ナ理解ガヘト云フ位ノモノデス

(今村報告委員) 佛蘭西ニハオカシイ事ガアツタノデス、貴族政

事ガアツテ、元ト貴族ガ持ツタノチ平民ニ賣テモ其性質ヲ持テ賣

タノデアリマシテ、地面ニ付イテハ且那樣ト家來ガアツタノデア

リマス

(鶴田委員) ソレハ固ヨリ日本ニハナイノデアリマス

(南部委員) 決シテ要ラヌト斷シテ削除スル理由モアリマセン、

是レカラ地役ガ出來テ來ルト、契約スルカモ知レヌ

(渡委員) 約束スルハ差支ナイガ、今村サンノ説ノ様ニ誰ガ持テ

モ、即チ平民地ニナツテモ、權力ヲ持テ購ルカラ困ルガ、日本デ

ハソナナ事ハアリマスマイ

(南部委員) 地役ガ出來タトキハ皆ナ新案ニ依テ地役ノ設置ニナ

リマスルト、斯様ナル事ヲシテモ地役ダト主張スル者ガアルカモ

知レヌ、其豫防ニハ置イテ宜シイト思ヒマス

(渡委員) 要用デハアリマスマイ

(尾崎委員) コウ云フモノチ地役ト看做スモノハアリマスマイ

(今村報告委員) 日本人ノ感情ニ取テハ非常ニオカシイノデス、

又使用權第二項ハ物權トナリ賃借權ハ物權トナリ、或ハ使用賃借

ノ収益ト云フハ分ラヌカラ(ポアソナード)ニ質問シマシタガ判

然致シマセン、場合ニ依テ區別スルヨリ仕方ハアリマセン



(松岡委員) 物權トスルトキモアリト云フ事ハ、其時ノ狀況ヲ見計ツテ判決セヨト云フノテス

(村田委員) 害ハアリマセン

(清岡委員) 出テ來ヨウトハ思ハナイ

(鶴田委員) 若シアツテモ、アラセナイ様ニシテ宜シイ

(清岡委員) アル事ハアツテモ、地役トシテ出テ來ル事ハアリマ

スマイ

(南部委員) 人ノ通行スルノト、勞チスルノト、何所ガ違イマスカ、少シモ違イマセン、共通ノ契約シテ地役ヲ設定シ、水ヲ汲ムト云フ事ト、向ノ地面(ネツテ勞チスルノト、何所ガ違イマスカ、一寸見テモ分リソウナモノデス、故ニ防ギテ置クノハ必要デアリマス、又アツテモ害ガアルナレバ削除モ宜シイガ、右ノ様ナ場合モアリマスカラ、ソレハ決シテ地役デオイト示ス爲ノニハ有

ツテ宜カロウト思ヒマス

(村田委員) 削ル方ノ理由ハアリマセン、之ハ随分アルカモ知レマセン

(鶴田委員) 備後ナ事ガ若シ地役ニナル事ナラバ宜シイガ、ナラヌ事ヲ置クノハ如何ニモ不都合デアリマス

(南部委員) 併シ(ボアソナード)ガ起草ニナツタ民法草案タルヤ、實ハコウ云フ類例デヤツテ居リマスカラ、成程此レバカリ此所ニアルナラバ初ノカラ削ルカモ知レヌケレドモ、之ヲ一般ニ比照シテ見ルト、篤ト御考ヘテ願ヒタイ併シ外ニ關係ハナイト云フ迄ニ至レバ仕方ガアリマセン

(松岡委員) 外ニモ悪ルイ事ガアルト分ツタラ削除シテモ宜シイト思ヒマス

(尾崎委員) 私ハ置イテモ宜カロウト思ヒマス



(清國委員) 何故置イタカト云ハルレバ佛蘭西ノ歴史ヲ檢ギ出サ  
ナケレバナランネ

(渡委員) 左様云フ事ヲ云ハナケレバナラン

(南部委員) ソレハ差支ナイ勢イ佛蘭西ニ準シテ民法ヲ立タ以上  
ハ仕方ガアリマセン

(渡委員) 佛蘭西ニハ封建ノ餘習ガアルカラデアリマスガ、日本  
ニモト云フ理由ハアリマセン

(南部委員) ソレハ日本ニ法律ノ關ケタ以來權力ノ年數ナリ、地  
役ハ如何ナル事カ、學者デモ充分分ラヌ位ノモノデアリマスカラ、  
區別ハ甚ダ混淆シ易イノデアリマス、混淆スルト云フノハ今法律ニ  
ナルト、一身ヲ主トスルカ、地面ヲ主トスルカノ論ガ起ルノデア  
リマス、ソイトキ條條ナモノガアルトスレバ同シモノノ様デスケレ  
ドモ、一身ヲ主トシテ居ルカラ地役ト判決スルニ容易ニ出來マスカ

ラ、置イテ宜シイト思ヒマス

(輪田委員) 南部サンハ地役ニ入レル人カナレバ入レヌ人ダロウ  
ト思ヒマス

(南部委員) 或ハ入レルカモ知レマセン

(清國委員) 外國ニアツテ日本ニナイモノヲ法律ニ立テ置ク事ハ  
分ラヌ

(南部委員) 日本ニナイト斷言ハ出來マセン

(村田委員) 八百五條杯ハ幾ントソウ云フモノデス

(委員長) 如何デスカ、之ガアツテ人ノ妨ケニナル、審ヲ覆ルト  
云フ様ナ事モアリマスマイ、其レカアルナレバ削除シテモ宜シイ  
ガ、左様デナケレバ置イテモ宜イデアアリマセンカ

(清國委員) コウ云フモノハ法律ニ置クモノデアアリマセンデシ

ヨウ



(委員長) 日本ニナイト云テモソレテ人ガ承知シナカラ、若シヤルカモ知レヌカラ、豫ノ戒シムル爲ノニアツテモ宜シイ

(南部委員) 行ハレヌ事デアリマセンカラ、御存ジテ圖ヒタイ

(委員長) 置ク事ニシテ實ヒマシテ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第七百八十七條朗讀ス

第七百八十七條 地役ハ土地ノ何人ノ手ニ移ルチ間ハス働方ニテモ受方ニテモ其土地ニ從トシテ附着ス

働方ノ地役ハ要役地ヨリ離分シテ之ヲ讓渡シ賃貸シ又ハ抵當トスル事ヲ得ヌ又其地役ニ他ノ地役ヲ負ハシムル事ヲ得ヌ

(村田委員) 地役ハ不可分ナリノ原則ヲ云タノデスネ

(尾崎委員) 他ノ地役ヲ負ハシムルト云フノハ如何デス

(今村報告委員) 地役ノ如ク出來ル事ハアリマスマイガ、例ヘバ

茲ニ三個ノ土地ガアル甲ノ地面ヘ對シテ乙ノ地面ハ地役ヲ持テ居ル甲ハ乙ノ地面ヘ對シテ曰ク、御前ノ地面ヘ對シテ地役ヲ負ハセヨウト、丙ハ一向關係ガナイ。甲ト乙トノ關係ニナツテ、假令バ樹ヲ取テ除ケル約束ヲスル事モ出來ルト云フノデス

(南部委員) 所有權ニ所有權ヲ設ケルト云タト同ジデアリマスカラ、用收權ヲ用收權ニスル事ハ出來マセン、地役ヲ地役スルト云フ事ハ出來マセン

(今村報告委員) 七百八十六條ノ一項ヲ讀ムト、相關ノ所有者ハ云々トアリマス、甲乙約セバ相關デ宜シイ、丁ニ讓ルト相關デハナイ、地役ガ生スルト云フノデス

(村田委員) 假令バ私ガ地所ヲ持テ居ル、隣リノ地所ニ地役ヲ設ケテアリマス、ソレヲ隣リノ尾崎サンニ地役ヲ設ケサセル事ハナラヌト云フノデシヨウ



(今村報告委員) 其事ヲ云フノデス、同ジデアリマス

(鶴田委員) 分離シテ譲リ渡ス事ヲ得ズデ、又ハ以下ハ云ハヌデ

モ分ツテ居リマス

(南部委員) 一寸譲ル様ナ場合デソレヘ地役ヲスルノデス

(松岡委員) 我ノ持テ居ル地役ヲ他ノ地所ヘ譲換ヘル事ハ出来ヌ

ト云フノデシヨウ

(今村報告委員) 詰リ譲ル事ハ出来マセン旨意デアリマス、譲ル

事ハナラヌトバカリ言テ居リナガラ何ゼコンナ事ガ出来ルカナレ

バ(ボアソナード)ガ初ノニ辨ジテ居リマスカ、抑モ地役ハ土地

ニ付イタラ動カスコトガ出来ルカ地役ノ旨意ニ反スル、地ヲ譲レ

テ貸借權見タ様ニナルカラト云テ居リマス

(松岡委員) 地役ニ他ノハ分ラヌ

(今村報告委員) 地役ハ無形物デアリマスカラ

(村田委員) 有形モアリマス

(今村報告委員) 地役ハ物權ノ無形物デ、他ノ無形物ヲ以テ定メ

ルカラ分リ悪イガ、矢張り地役權ノ上ヘ今一ツ付ケルト云フノデ

アリマス

(松岡委員) 左様スルトニツト云ハナケレバナラン

(今村報告委員) ニツアルケレドモ、私ノ權利ヲ貴君ニ貸シタカ

ラ貴君ガ行フト最早行フ事ハ出来マセン

(松岡委員) ソウスルト他ノ上ハ復タ設ケタ様ナモノニハナラン

(今村報告委員) 私ガ自分デ思フニ、貴君ハ向ウニ約束スルカモ

知レヌ、ソレデモ、往カヌ、假令バ通行スル事ハ私ガ通行スル、

貴君モ通行スルト云フ、即チ私ノ通行權ノ上ヘ貴君ヲ通行サスル

事ハ往ケヌト云フノデス、ソレガ出来ルト云フト、地ニ付イタル

元トノ地役ノ旨意ガ無クナツテ仕舞ヒマスカラデス



(清岡委員) ソレナレバ宜シイ

(尾崎委員) ソレナレバ宜シイ

(今村報告委員) (ボアソナード)ノ註ニ私モ通ルカ御前モ通レ

ルト云フ事ハ出来マセントアリマス

(委員長) 宜シケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百八十八條朗讀ス

第七百八十八條 地役ハ若シ土地ガ不分ニテ數人ニ屬スルトキハ

其一人自己ノ部分ニ付キ要役地ニ地役ヲ失ハシメ又受役地ニ之

ヲ免レシムル事ヲ得サルノ意義ニテ不可分ナリ

右ト同シク土地ノ派分又ハ其一分ノ譲渡ノ場合ニ於テ地役ハ不

可分ニテ受役地ノ各分ヲ留シ又ハ要役地ノ各分ヲ剩ス但地役カ

受役地ノ一分ニ對スルニアラサレバ有益ニ行ハルル事ヲ得ス又

ハ要役地ノ一分ノ爲メニアラサレバ利益ヲ得セシメサル場合ハ

此限ニ在ラズ(第七百九條、第七百十條、伊民第六百三十九條

第六百四十四條)

(清岡委員) 「意義ニテ不可分ナリ」ト云フハ如何ナル旨意ニナ

リマスカ

(今村報告委員) 唯ダ不可分ナリト云フト、全ク不可分ニナリマ

スカラ、必ラズシモ地役トシテモ分ツ事ノ出来マセンモノト、當

リ前ノ不可分トハ違ヒマス

(清岡委員) 失ハシメ、免レシムル様ナ事ニシテハ不可分デ性カ

スト云フノデスカ

(今村報告委員) 左様デス、例ヘバ三人シテ用益地ヲ持テ居ル者

ノ内、一人地役ヲ三十年行ハレヌ者ガアルト其者ノ部分丈ケ滅失

シテ、餘二人ハ殘テ居ルカナレバ、左様デナイ、二人行ツテ居タ



ラ全ク行ハルルト云フ不可分デアリマス

(松岡委員) 不可分ト云フ意味ハ、何々ト云フハ設計デス

(今村報告委員) 佛文デハ不可分ナリト後ト先キニ書イテアリマス、地役ハ不可分ナリ其不可分ハ云々トアリマス

(鶴田委員) 「有益ニ行ハルルヲ得ス」ト云フハ何デスカ

(今村報告委員) 地役ガデアリマス

(鶴田委員) ソウスルト不可分ニシテダカラ但其地役ハ用益地ノ一方ノ區分デナイト云フ事デスネ

(今村報告委員) 假令バ債權ナ地面ガアリマシヨウ、看望權ヲ持テ居ルト、此看望權ハ隣リノ地面ニ對シテ持テ居ルト、地役ハ何所ヘ持テ居ルカナレバ、各部ニ屬シテ居ル所ノ一分ヲ賣テ仕舞フト、此地面カラ看望スル事ハ出來マセン、賣タ方ハ利益ノ外出來マセンノデアリマス、初ノニ「右ト同シク」カラ讀ンデ見ルト分

リマス、地役ハ不分ノモノデアアル、併シ右ト同シク土地ノ可分ノ一分ヲ譲リ渡スノ場合云々ト、此地面ノ數人ニ屬シテ居テ、假令バ隣リノ地面カラ水ヲ取ル權ヲ持テ居ル數人ニ分レテモ、前項ト同シク存シテ居ルケレトモ、地面ガ一分ニ付イテ派分シテノ後チハ、利益ハナクナツテ仕舞フ事ガアル、之ニ反シテ真中ノ者ハ兩方ニ利益ガアルノデス

(松岡委員) 共同訴訟仲間デ、爲ノニスルト對スルトハ利ト害ノ反對デシヨウ

(委員長) 宜シクバ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百八十九條朗讀ス

第七百八十九條 要役地ノ所有者ハ自己ニ屬スルト主持スル地役ノ事ニ付キ占有ニ係ルト權原ニ係ルト中間ハズ要請權ヲ行フ



事ヲ得

又受役地ナリト主張セラレタル土地ノ所有者ハ其爭フ地役ノ行  
用ヲ防キ又ハ之ヲ止マシムル爲ノ占有ニ係ルト權原ニ係ルトテ  
間ハス拒却訴權ヲ行フ事ヲ得

右何レノ場合ニ於テモ占有ノ章ニ定メタル規則及ヒ區別ヲ遵守  
スヘシ

十條、第五百九十九條、第六百四十四條及ヒ第六百五十一條ニ  
之ヲ定ム

(修正) 末項キノ下「用收者及ヒ」ノ五字ヲ刪リハノ下「  
」ノ一字ヲ加ヘ第ノ下「五百六十九條第五百七十條第五

百九十九條」ノ十九條ヲ刪ル

(南部委員) 修正ガアリマス、用收權ヲ削リマシタカラ從テ此所  
ハ「用收者及ヒ」ヲ削リマス、賃借人ノ權利訴權並ニ義務ハノ下

へ「第六百四十三條」ト入レ「第五百七十條五百九十九條」トア  
ルヲ削リマス、彌違ノ六百四十三條ニハ賃借人ハ云々トアリマス  
之ハ恰度元トノ五百六十九條デアリマス

(今村報告委員) コウ云フ地役ハ此様ノ地面ニ付イテ主張スルハ  
其地役ニ付イテデアリマス、何ゼコンナ事ヲ書イタカナレバ、地

役ハ土地ニ付イテ居ルノガ原則デアリマス、甲土地ノ所有者ハ乙  
土地ノ所有者ニ我カ希望權ガアルト云フニハ先ツ以テ甲ノ土地所  
有者タル事カラ極ノナケレバナラント云フ理窟デアリマスガ、ソ

レニハ及バヌ、地役ニ付テ出來ルト云フノデアリマス、土地ノ所  
有權ニ關係ナシニト云フノハ地役ハ土地ニ付イテ居ルカラ土地所  
有權カラ極ノナケレバナラン様ダケレトモ、ソレニハ及バヌト云  
フノデアリマス

(清岡委員) 屬スルト、主持スルハ六ヶ敷イ



(松岡委員) 要役地ノ所有者ハ地役ニ付イテハ占有デモ何デモ訴  
權ガアルゾヨト云フノデシヨウ

(今村報告委員) 地役ノミニ付テ訴訟ヲ起ス事ガ出來ルト云フノ  
デアリマス

(鶴田委員) 要役地ノ所有者ト云フ事ハ要役地ヲ所有シタ人デ、  
唯ダノ借地人デハ往カヌノデシヨウ、所有者ニ限ルケレトモ、占  
有ノ分デ宜シイト云フノデシヨウ

(今村報告委員) 左様デス

(鶴田委員) 人ハ誰カナレバ所有者デナケレバナランノデシヨウ

(今村報告委員) 所有者ト書イテハアリマスガ、要役地ノ占有者  
デ宜イノデス

(鶴田委員) 所有者ハトアリマスカラ、占有ノ分デ訴ヘル事ガ出  
來ル、占有シテ出來ルト云フノデシヨウカ

(尾崎委員) 地役ニ付イテハ土地占有者デモ出來ルト云フノデス

(鶴田委員) 要役地ノ所有者ハトアリマスカラ、占有デハ出來マ  
センドシヨウ

(南部委員) 一寸申シマスガ、此所デハ出來マセンガ賃借者ノ出  
來ル事ハ別段ニ云テアリマスカラ、末項ニ地役ニ付イテ賃借人ノ  
權利義務ハトアリマスカラ

(松岡委員) 此所ハ誠ニ明亮デス、占有ト權原デ訴訟ガ出來ルト  
云フノデス

(南部委員) 尾崎サン、占有デハ出來マセンヨ、占有ノ如キ地役  
ヲ占有シタ事ニ付イテデアリマス、地役ヲ一分占有シタト云フ様  
ナル事柄デ、訴訟ガ出來ルノデアリマス、地役ノ權原ハ地役ヲ讓  
リ受ケタカ、買請ケタカハ權原デアリマス

(渡委員) 一項ハ自己ニ屬スル云々トアリマスカ、原文ニハ一方



カラ付ケタ言葉デアリマスカラ、除イテ差支ナイ様ニ見ヘマスカラ除イテ、要役地ノ所有者ハ地役ノ事ニ付キトシテ能ク分リハシマセンカ

(村田委員) 自分ノモノト主張シナケレバナラン、前ノハ主持スト云テ、後ハ主張ストアリマスカ、之ハ同ジデスカ

(南部委員) 主持スル云々ハ付イテ断權ヲ行フ事ガ出来ルト云フノデス

(村田委員) 自己ニ屬スルト主張スルノデシヨウ

(南部委員) 同ジデシヨウ

(松岡委員) 元來ヲ云フト、主張ハ働キカケニ云ヒ、主持ハ受ケ方デス

(清岡委員) 同ジニシタラ宜シイデシヨウ

(鶴田委員) 主張スルト主持スルトハ原文ハ違ウデシヨウカ

(今村報告委員) 違ウカラ變ツテ居リマスノデスガ、意味ニハ變リハアリマセン

(松岡委員) 上ハ主張トシテ下ハセラレタリトシタラ宜シイデシヨウカ如何デス、働キカケト受ケ身ト同ジニハナリマセンカ

(今村報告委員) 意味ニ害ハナイ様デアリマス

(清岡委員) 原文ガソウナツテ居リマスナラバ、變ヘルノハ宜シクアリマスマイ

(委員長) 原文ヲ見ルニ主張セラレタルト云フ字ハアリマセンガ何ゼ入レマシタカ

(今村報告委員) 「ブレイダン」ト云フ字デアリマス

(南部委員) 自己ニ屬スルハ、主張スルトハ讀ミ悪クイデス

(委員長) 「事」ト云フ字ヲ入レテハドウデスカ

(今村報告委員) 紛ラハシキ様ハアリマスガ、文章ノ事ハ御任セ



ヲ願ヒマス

(委員長) 主張スルノナレバ「事」ト云フガ宜シイ

(南部委員) 事ヲ主張スル地役ト云フハ如何ナモノデスカ

(今村報告委員) 「事」ト云フト地役へ續キマセンデシヨウ

(清岡委員) 地役へ續ケルノデアアリマスマイ、自己ニ屬スル事

ヲ主持スルノデス

(委員長) 分ラヌ事ハアリマスマイ

(鶴田委員) 主張スルト云フ字ヲ除イテハ如何デス

(委員長) 「主持」スルチ「主張」スルトシテ先キヘヤリマシヨ

ウ

本條第一項ハ「主持」チ「主張」トシ末項「用收者及ヒ」ノ

五字ヲ削リ義務ハノ下「ト」ノ第六百四十三條」ト挿入シ「第

五百七十七條第五百九十九條」トアルチ削除スルニ決ス

○第七百九十條朗讀ス

第七百九十條 前三條ノ條例ハ法律ヲ以テ設ケタル地役ニモ之ヲ

適用ス

(委員長) 宜シケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十一條朗讀ス

第七百九十一條 地役ハ左ノ如シ

第一 繼續又ハ不繼續

第二 表見又ハ不表見

第三 有爲又ハ無爲

右何レモ下ノ三款ノ規則ニ從ヒ設ケラレ行ハレ及ヒ消ユ

(清岡委員) 下ノ三款ト云フハ何レチ云フノデスカ

(南部委員) 二、三、四チ云フ事デス



(尾崎委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十二條朗讀ス

第七百九十二條 地役カ場所ノ位置ノミニ因リ人ノ協力ヲ要セス  
シテ要役地ニ永久ノ便益ヲ得セシノ又ハ間斷ナク受役地ヲ照ハ  
ストキハ其地役ハ繼續地役ナリ

地役カ要役地ニ有益ナル爲メ人ノ現時ノ所爲ヲ要スルトキハ其  
地役ハ不繼續地役ナリ(第六百八十八條)

(松岡委員) 「要セス」ト云フノハ

(南部委員) 協力ヲ要セスデス

(清岡委員) 「協力」ト云フハ地役ノ協力デスカ

(今村報告委員) 協力シナケレバ地役ハ行ハレマセン、通行權ハ

人間ガ歩ク事ガナケレバ行ハレナイケレトモ、水ハ自然ニ流ルル

ノデ、人間ガ手傳フ事ハアリマセン

(清岡委員) 「協力ヲ要セス」トハ人ノ力ヲ繕ラスシテト云フノ

デスカ

(今村報告委員) 左様デス、自然地役ガ行ハルルノデアリマス

(松岡委員) 地役バカリニ付イテ云フノデスカ

(南部委員) 左様デス

(松岡委員) 樹ヲ植ヘタ杯ハ繼續デスカ

(尾崎委員) 此レハ天然チ云フノデシヨウ、別ニ異論ガナケレバ

先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十三條朗讀ス

第七百九十三條 外面ノ工作物ニ因リ又ハ見ラルヘキ標記ニ因リ

顯ハルルトキハ其地役ハ表見地役ナリ



反對ノ場合ニ於テハ地役ハ不表見地役ナリ（第六百三十九條）  
（松岡委員） 之モ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十四條朗讀ス

第七百九十四條 地役ハ左ノ場合ニ於テハ有爲地役ナリ

第一 地役カ土地ノ所有者ニ他人ノ土地ヨリ或ル利益ヲ收ムル  
事ヲ許ストキ

第二 地役カ土地ノ所有者ニ自己ノ土地ニ於テ法律カ一般ニ  
人ノ利益ノ爲メ禁スル或ル工作ヲ爲ス事ヲ許ストキ

地役ハ左ノ場合ニ於テハ無爲地役ナリ

第一 土地ノ所有者カ一般ニ所有者ニ許サレタル所爲ヲ他人自  
己ノ土地ニ爲ス事ヲ他人ニ禁スルトキ

第二 土地ノ所有者カ普通法ニ從ヒ自己ノ土地ニ於テ他人ノ利

益ノ爲メニ成シ又ハ許スヘキ所爲ノ一ヲ其土地ニ於テ成シ又  
ハ許ス事ヲ要セサルトキ

（今村報告委員） 翻譯ノ間違デ禁スルトキトアルヲ「禁ズルヲ得  
ルトキ」トシ「要セサルトキ」トアルハ「禁止スル事ヲ得ルトキ」  
ト直リマス

（松岡委員） 宜シイ

（尾崎委員） 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十五條朗讀ス

第二款 地役ノ設定

第七百九十五條 總テノ地役ハ所有者間ノ合意ニ因リ又ハ遺囑ニ  
因リ之ヲ設クル事ヲ得（第六百九十條、第六百九十一條）

右何レノ場合ニ於テモ當事者ノ間ニ於ケルト第三者ニ對スルト



チ間ハス地役ノ有効ナル爲ノニハ無償名義又ハ有償名義ニ於ケル不動産物權ノ移付ノ通常規則ヲ遵守スヘシ

(今村報告委員) 無償名義ノトキハ制限ガアツテ、權利チ人ニヤラレナイ、或多ニ當事者間ニテモヤラレナイトキ、意ニ背キテヤツテモ無効デス、有償名義デ權利ヲ譲リ渡スニハ合格ノ能力ハ動産トハ大變違ヒガアリマスト(ボアソナード)ノ註ニアリマス、動産ヲ譲ルトキヨリ不動産ヲ譲ルトキハ六ヶ敷イ、若シ間違ツタラ無効デアルト註ニアリマス

(南部委員) 十二分ノ七以上損害ト云フ事ヲ指スノデス

(尾崎委員) 假令バ効者ノ財産ヲ賣ルニ唯タノ動産ナレバ管理人一人デヤツテ宜シイガ、不動産ナレバ親屬ノ決ヲ採ラナケレバナラン事モアリマシヨウ

(松岡委員) 先ツ此レテ宜イデシヨウ

(尾崎委員) 此レデ十五條讀シマシタカラ仕舞ヒマシヨウカ

(松岡委員) モウ三條讀シテ仕舞ヒマシヨウ

(南部委員) 九十九條迄御ヤリ下サイ

(尾崎委員) 朗讀シテ下サイ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十六條朗讀ス

第七百九十六條 繼續ニシテ且表見ノ地役ハ不動産所有權ノ得取ニ付キ要セラレタル本性及ヒ時期ノ占有ヲ以テ時効ニ因リ之ヲ得取スル事ヲ得(第六百九十條、第六百九十一條)  
隣地ヨリ引ク水ノ取得ニ關シテハ時効ノ期間ハ其時効ヲ授嘱スル所有者ガ自己ノ土地又ハ受役地ニ於テ自己ノ利益ノ爲メ水ヲ聚メ及ヒ引クノ用ニ供シタル表見ノ工作物ヲ作シタル當時ヨリ起算ス(第六百四十六條、伊民第六百三十七條)



(南部委員) 本性ト云フノハ善意悪意ヲ御座イマス

(今村報告委員) 「本性」ヲ「性質」ト換ヘテ讀ムト能ク分リマ  
ス

(清岡委員) 前ニハ「取得」トアリ後チニハ「取得」トアリマス  
ガ如何デス

(南部委員) 矢張り「取得」デシヨウ

(今村報告委員) 二項ニアルハ「取得」デシヨウ、前ニ「取得」  
ト譯シタノハコウ云フ原語デアリマス

(南部委員) 「取得」ト「取得」ハ別々ト極マツテ居リマス、七  
百一條ヲ御覽下サイ「取得」トアリ七百三條ニハ「取得」トアリ  
マス「取得」ハ取ル事デアリマス

(今村報告委員) 「取得」ハ手デ取ル方デアリマス「取得」ハ權  
利上又ハ買フ方デ御座イマス

(編田委員) 本性及ヒ時期ハ時効ノ占有ト續ケルノデアリマスカ

(今村報告委員) 本性及ヒ時期ヲ供ヘタル占有デアリマス

(松岡委員) 宜シイ

(尾崎委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十七條朗讀ス

第七百九十七條 現時分レタリト雖モ最初一人ノ所有者ニ屬シタ  
ル二箇ノ土地ノ間ニ於テ繼續ニシテ且表見ノ地役ヲ設定スヘキ  
場所ノ位置ヲ設ケ又ハ留存シ且若シ其土地ノ離分ノ際此事物ノ  
形狀ヲ改様スル事ヲ爲サス又要約セサリシトキハ所有者ノ用方  
ニ因リ此種ノ地役ヲ略ニ設ケタルモノト看做ス(第六百九十二  
條、第六百九十三條、第六百九十四條、伊民第六百三十二條第  
六百三十三條)



(今村報告委員) 二箇ノ土地ノ間ニ於テ「其所有者カ」ト五字ヲ挿入スル事ニ翻譯デ直リマシタ

(南部委員) 地役ハ二箇ノ地所ニ牧草地、要役地ノ地主ヲ異ニシタ場合デナケレバ起ラヌケレトモ、用方ニ因テ設クルト云フ事デアリマス

(今村報告委員) 御注意申マヌガ、法律上地役ノ仕方ハ三通リアリ、合意ト、期滿免除ト、此レト三ツアリマス、此レハ佛蘭西デハ良イ家ノ翁ガ拵ヘタト云フ字ガアリマス、善良ナル管理者ト(ボアソナード)ガ前ニヤリマシタ、用收權ノトキト同ジデ、例ヘパーツノ地面ニ一人ノ所有者ガ居ル、其次ニ家ガアルト、水ヲ取テ使ハナケレバナラン、其仕方ハ善良ナル管理ノ仕方デ期滿免除デナイ、所謂善キ管理者ノ仕方デ、地役ノ設立ガ出來ルト云フノハ此條デアリマス、法律上ノモノ、外三通リノ仕方ガアルノデア

リマス、即チ九十九條ニ三箇ノ方法ト云フハ今ノ三通リノ事ヲ指スノデアリマス

(清岡委員) 跡カラ挿入シタ所有者ト云フハ、前所有者ヲ云フノデスカ

(南部委員) 左様デス、一人ノ所有者ニ屬スト云フ彼ノ所有者デアリマス

(委員長) 宜シケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十八條朗讀ス

第七百九十八條 不繼續地役及ヒ不表見地役ハ第七百九十五條ニ定メタル二箇ノ名義ノ一ニ因ルニアラサレハ之ヲ設クル事ヲ得ス(第六百九十一條)

(渡委員) 此レモ宜シイ



(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 宜シクハ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百九十九條朗讀ス

第七百九十九條 要役地ナリト主張セラレタル土地ノ所有者カ受

役地ノ所有者又ハ其前所有者ノ一人ヨリ出テタル證書ニシテ上

ニ掲ケタル三箇ノ方法ノ一ニ因リ前來設ケタリト地役ヲ追認ス

ルモノヲ差出ス事ヲ得ルトキハ地役設定ノ原證書ヲ提示スル事

又ハ時効ニ因リ若クハ所有者ノ用方ニ因リ地役ノ得取ヲ直接ニ

證スル事ヲ免除セラル(第六百九十七條、伊民第六百三十四條)

(今村報告委員) 「方ニ因リ」トアルハ「方ニ因レル」ト翻譯デ

直リマス

(南部委員) 「土地ノ所有者ガ」ト云フヨリハ「所有者ハ」トシ

タ方ガ宜シイト思ヒマス

(今村報告委員) 成程「ハ」トシタ方ガ分リガ宜シイ

(松岡委員) 直シタ方ガ宜シイ

(龜田委員) 「ガ」ノ方ガ宜シイ

(松岡委員) 「追認スルモノチ」ト云フノハ追認シロト云フノデ

スカ

(今村報告委員) 元トノ證書デナクトモ、追認シテモ宜イト云フ

ノデアリマス

(尾崎委員) 受役地ノ所有者ハ、前所有者又ハ一人ヨリ取ルノデ

スカ

(南部委員) 左様デス、詰リ追認書ヲ出ス事ガ出來ルト云フ丈ケ

デアリマス

(清岡委員) スルト上ノハ主張スル所有者デハアリマセンカ



(南部委員) ソウ云テモ宜シイノデアリマス

(清岡委員) 主張セラレタルハ往キマセン

(南部委員) 要役地ナリト云ハレタ方デアリマスカラ、言々方デアアリマセン

(今村報告委員) 日本語デハオカシイノデス、言ハレタハ何ヲ言ハレタカト云フニ要役地ト言ハレタノデ、地ガ言ハレテ居ルノデスカラ、理窟ヲ云フト、日本ノ語ニハ適ハナイ言葉デアリマス

(尾崎委員) 遺囑證書ヲ出スニハ必要ノ場合デスカ?

(南部委員) 遺囑證書ノ事ハ別ニ又アリマス

(今村報告委員) 主張スル所有者ト云ハナケレバナラン、原文ハセラレタル所有者デアリマセン、セラレタル土地デアリマス

(松岡委員) ドウモ之ハ贖ノマセン

(今村報告委員) ケレトモ要役地ノ所有者ハ主張スル土地ノ所有

者トナルノデアリマス被告人ヨリ要役地ナリト主張セラレテ居ル地面ガアル、其地面ノ所有者ハ少シモ動カヌノデアリマス

(渡委員) 八十九條ガ、分ツテ居レバ此所モ分ラナケレバナラン

(村田委員) 私ハ原案デ宜シイト思ヒマス

(松岡委員) 主張スルトシテ宜シイ

(今村報告委員) 主張スルハ誰ガ主張スルノデスカ

(尾崎委員) 所有者ガ主張スルノデス

(南部委員) 之ヲ動カシテハ困リマス

(尾崎委員) ソレデハ原案ノ通りデ置キマシヨウ

(委員長) ソレデハ今日ハ是レデ置キマス

本條ハ原案ニ決ス

于時午後第四時十五分開會



民法草案財産編物權ノ部第二十二回議事筆記

自第八百條至第八百十三條

明治二十一年二月七日午前九時三十分開議

(委員長) 始ノマシヨウ

○第八百條朗讀ス

第八百條 通法ニ得取シタル地役ノ權利ハ其本性ニ從ヒ其行用ニ  
必要ナル從タル權利及ヒ機能ヲ帶フ(第六百九十六條、伊民第  
六百三十九條)

右ノ外名義ヲ以テ地役ヲ設ケタルトキハ合意及ヒ遺囑ノ解釋ニ  
關スル一般ノ規則ヲ遵守スベシ又時効ニ因リ地役ヲ得取シタル  
トキハ其廣狹ハ實際ノ占有ノ廣狹ニ因テ之ヲ量ル又地役カ所有  
者ノ用方ヨリ生スルトキハ其廣狹ハ設定者ノ意志ナリト推定セ  
ラレタル處ニ從ヒテ之ヲ定ム



修正案

末項「推定」以下「テ」迄ノ十三字ヲ刪リ設定者ノ下「意志ナリト」ノ五字ヲ加ヘ又タルノ下「意思」ノ二字ヲ刪リ「處」ニ換フ

(栗塚報告委員) 修正ガアリマス、「廣狹ハ設定者ノ意思ナリト推定セラレタル所ニ從ヒテ之ヲ定ム」ト致シマシタ

(松岡委員) 「ハグルテ」ト「ドロア」ガ分リ兼ネマス

(村田委員) 「ドロア」デシナケレバナラント云フ意味デシヨウ

(栗塚報告委員) 佛ノ六百九十六條ヲ見テモ「ハグルテ」ハアリマセン

(松岡委員) 前ニハ「ドロア」ト「ハグルテ」ト二様カナレバ左様デモナイカドウ云フ區別カラ云フカ見出セマセン

(栗塚報告委員) 唯ダ町噂ニ云タ丈ケデアリマス

(松岡委員) 「帶フ」ト云フノハ得取スルトキハ帶ヒテ得取スル意味デスカ

(栗塚報告委員) 自然ニ付イテ來ルノデス、地役權利ガアレバ假令ハ水ヲ汲ムト云フ事ヲ許セバ、無論通行權ヲ許サナケレバナラシ、所ガ之ハ權利ガナケレバ「ハグルテ」デアリマス、水ヲ汲ム權利ニ從テ通行スル機能デアリマス

(鶴田委員) 適法ニナイモノガアルト云フ丈ケデ、法律ガ自然名義ナクテモ、法律デナク外合意カラ成立ツモノガアルノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(村田委員) 之ハ裁判官ノ用意ノ爲ノニ解釋ノ事ヲ云タノデアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス、翻譯モ一向オカシクハ御座イマセン



(鶴田委員) 之ハ先ツ通用シマス

(栗塚報告委員) 併シ推定セラレタルト云フ受ケ身ノ動詞ノ使ヒ方ハ報告委員デモ御説ノアツタ事ハ承ハリマシタ

(松岡委員) 此條ニハ異議ハ御座イマセン

(委員長) 「名義ヲ以テ」トアルハ名義ニ因テト云フ意味デスカ  
(栗塚報告委員) 原文ハ「タイトル」ト云フ字デアリマス「名義」ト云フ字ハ報告委員中デモ贊成シテ呉レル様ニ、実作委員カラ御願ヲ受ケマシタノデ、外ニ良イ字ガアレバ改メヨウカト云テ、此間カラ種々文字ヲ見出シマスガ、折角今日迄正名義トカ無名義トカ有價名義トカ云フ字ヲ使ヒ來リマシタカラ、被レテ今更權源ア  
ンノミナモト」ト譯シテ、是カラ權源ト云テモ、右ノ外權源元素トモ譯シマシカ折角今迄有價名義ト云タチ、有價元素無價元素ト云タトキハ却テ分ル所モ分ラヌ様ニシテ仕舞フ様ニナリマスカラ

「名義」ト云フ字ヲ存シテ有價名義ト同ジニシタイノデアリマス  
ソレカラ八百七條ヲ御覽ニナリマス、第二ニ設定證書トアリマスモ「設定名義」デアリマス、即チ原文ノ「タイトル」ト云フ字デ設定名義ト改メマシタ此邊モ設定證書デハ分リマセン、「名義」ノ廢止、解除、取消」ト云フ事ヲ證書ト譯シテハ分ラヌニモセヨ  
分ラセル符號ニシテ採用シテ貰ヒ度イト云フノデアリマス

(委員長) 「天皇ノ名義ヲ以テ」トハ違ウノデシヨウ

(栗塚報告委員) 詰リ權利ノ生スル事柄、即チ賣買貸借トカ云フ様ナ場合ニ「元素」トヤリマシタガ、如何ニモ「有價元素」「無價元素」ト云フモ變デアリマスカラデス

(村田委員) 成程之ハ「名義」デハ困リマス

(委員長) 宜シイデシヨウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス



○第八百一條朗讀ス

第八百一條 通行ノ地役、經營又ハ不繼續ナル取水ノ地役、牧畜  
又ハ其他ノ地役ニシテ他人ノ土地ヨリ物料ヲ收ムル事ヲ許スモ  
ノ、場合ニ於テ設定名義又ハ其後ノ合意カ取ル事ヲ得ヘキ數量  
ヲモ又地役ノ行用ノ時、場所又ハ方法ヲモ定メサリシトキハ各  
當事者ハ常ニ他ノ當事者ト立會ノ上之ヲ定メント裁判所ニ請求  
スル事ヲ得

此定ノヲ爲スニ付テハ裁判所ハ互相ノ需用ヲ斟酌シ且地役ノ前  
來ノ行用ノ成績ヲ照査スヘシ

修正案

初項常ニ他ノ下「當事」ノ二字ヲ挿入ス末項「規定ニ於」  
ノ四字ヲ刪リ「定」ノ字爲スニ付キ」ノ七字ヲ挿入シ又行用  
ノ下「結果ヲ明カニ」ノ六字ヲ改メ「成績ノ照査」ノ五字

ニ換フ

(栗塚報告委員) 「證書」トアルハ「名義」ト改メマシタ、ソレ  
カラ方法ヲモト「モ」ノ字ガ翻譯デ直リマス、修正ハ「常ニ一他  
ノ當事者」トシ次ノ項デハ「此規定ニ於テ」トアルハ「此定」ノ字  
爲スニ付テハ」トシ、ソレカラ「前來ノ行用ノ結果ヲ明カニ」ト  
アルヲ「前來ノ行用ノ成績ヲ照査スヘシ」ト致シマシタ

(鶴田委員) 他ノ當事者ト云フハ矢張り關係ノアル人デシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 甲乙二人等シカナイトキハ如何デス

(南部委員) 甲カラデモ乙カラデモデス

(鶴田委員) 許スモノ、場合ト、許スモノトハ違ヒマスカ

(松岡委員) 立會ノ事モ裁判所ヘ請求スル事ノ場合ガアルノデシ  
ヨウ、此所デ字ノ通り讀ムト、二人ガ立會デ二人平チ牽イテ裁判



所へ行ク様ニ見ヘマス

(南部委員) 立會ニテトシテハ如何デス

(村田委員) 其方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 「立會ニテ之ヲ定メント」デアリマス

(松岡委員) 「上」ト書クト裁判所へ請求スル前ニ立會ヲ開ル様

ニ見ヘマス

(南部委員) 各當事者ハ之ヲ定メント、已ニ他ノ當事者ト立會ニ

テ裁判所へ請求ストスレバ宜シイ

(鶴田委員) 「立會ニテ之ヲ定ムル事ヲ裁判所へ請求スル事ヲ得」

ト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) ソウ云フ事デアリマス

(南部委員) 立會ノ上トアルハ場所へ立會ヲト云フ様ニ一寸聞ヘ  
マス

(栗塚報告委員) 立會ノ上トカ立會ニテトカ云フハ若シ立會ハ又

トキハ使丁ヲ以テ喚ンデヤレバ、立會タモ同ジニナルト云フノ意

デアリマスカラ「立會ニテ」トシテモ宜シイノデス

(委員長) 「立會ニテ」トシテ宜シイカ

(渡委員) 同ジ事デス

(清岡委員) 「立會ニテ」ト云フハ一緒ニ立會テ是ハ左様デアル

ト云フ事ヲ立會テ貰ウト云フ様ニ聞ヘマス

(村田委員) 詰リ双方ノ云フ事ヲ聞イテカラデス

(鶴田委員) 矢張り「當事者立會ニテ定メント請求スル事ヲ得」

トシテ宜シイ、詰リ場所へモ立會ハナケレバナランデシヨウ

(委員長) 場所へ立會ハヌデモ、双方ノ意思ヲ演ベ合ウノダロウ、

裁判所バカリデハナイデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス



(松岡委員) 簡様ナ意味ニナツタラ分ルデシヨウ、當事者ハ其定ムル事ヲ裁判所へ請求スルト云テ、双方訊問シテ故障ノ事由ヲ聞イテ云々トシタラ宜シイ、元來請求スルハ裁判所ガ定メテスルモ片言デハセラレナイト云フノデシヨウ

(栗坂報告委員) 左様デス、一人デ頼ム事ハ出來マセン、二人デ論シタ上ナレバ出來ルト云フノデス

(委員長) 立會ノ上トスルガ宜シイ

(南部委員) 立會ト云フノハ關係ノ少イ字ニ用ヒテ居リマスガ、立會人トカ云フ字ハ、治罪法杯ニアリマスガ對審ト云フ程ニ事ノ良否ヲ云フ意味ハ含マス様デス

(栗坂報告委員) 是迄ハ含マセテ居ルノデアリマスカラ、之ハ此字引ノ出來ルトキ「立會ハ缺席ノ反對ナリ」トシテ置イタラ宜シイデシヨウ

(清岡委員) 對審トシテ置イタ方ガ、能ク分リマス

(栗坂報告委員) 對審トハ云ヘヌ事デアリマス、對シテ審カニスルハ裁判所カラ言葉ヲ立ツルノデアリマスカラ、對審トハ云ヘマセン

(松岡委員) 先ヅ符牒ダカラソレ位デ、其意味ト懸シ付ケルヨリ仕方ハアリマセン

(橋田委員) 立會ハ缺席ノ反對ト見ヘマス

(南部委員) 缺席ノ反對ニハ對審ト用ヒテ居ルハ裁判所バカリデアリマスカ

(渡委員) 裁判所カラ言葉ヲ立ツルカラ缺席ノ反對ハ即チ對審デアリマス

(南部委員) 缺席ト云フ字ハ裁判所カラ立タ言葉デアリマセン一人出ナイノハ缺席デアリマス



(渡委員) 對審ト、缺席ト、表裏ニ見ルト、左様ナルト云フノデ  
ス

(委員長) 初ノカラ裁判所へ出ナイカラ悪ルイ様ニ見ヘマス

(栗坂報告委員) 出ヌ前デ御座イマス、他ノ當事者ノ各ハ何時デ  
モ裁判所へ請求スル事ガ出來ル、何チ請求スルカナレバ他ノ人ト  
議論シテ定ノ様ト裁判所へ請求スル事ガ出來ルト云フノデアリマ  
ス

(尾崎委員) 詰リ何程ノ賠償トカ争ヒタル末裁判所へ求ノ様ト云  
フノデシヨウ

(栗坂報告委員) 左様デハ御座イマセン

(村田委員) 幾ラノ水チ取ルトカ、或ハ時間ハ何時デ宜シイカ、  
是レ丈ケ地役チ有シタ場合ニハ、双方カラ裁判所へ出テ往キ、裁  
判所デ双方ノ言フ所、私ハ是レ丈ケ、向ウハ是丈ケト云フ所チ共

ニ定ノルハ裁判所カラ何ノ位ノ事ト定メテ下サイト願フト云フノ  
デ、明カデアリマス

(尾崎委員) 裁判所へ連レ立テ行キ裁判所デ争フ譯デアリマシヨ  
ウ

(清岡委員) 立會ト云フ字ハ立會丈ケニ使ツテ外ニ使ツテ無ケレ  
バ宜シイ

(松岡委員) 左様デハアリマセン

(栗坂報告委員) 言ヒ争テト云フノデス

(清岡委員) 此所デ罷ノルノハ左様デハアリマスマイ

(栗坂報告委員) 立會ト云フ字ハ双方物チ言テ對論ノ上デト云フ  
ノデアリマス

(南部委員) 對論ト云フ字ガ用ヒラレルト全体ノ上ニ餘程宜シイ

(委員長) 是レ迄皆ナ立會トナリマシタカ



(栗塚報告委員) 左様ヲ御座イマス

(渡委員) 名義杯ト使タヨリハ此方ガ分リ宜ウ御座イマス

(委員長) 左様思ヘバ宜シイ、立會ト云フ字ハ何時モ討論スルモ

ノト解シテ宜シイ

(南部委員) ソレガ字書ヲ定マレバ宜シイ

(委員長) 之ハ翻譯局ヘモ言テ置イテ下サイ

(栗塚報告委員) 長リマシタ

(委員長) 「ノ」ノ字ガ隨分澤山アリマスガドウデスカ

(栗塚報告委員) 「ノ」ノ字ハ幾ラ讀イテモ宜シイソウデ「川ノ、

底ノ、石ノ、下ノ」ト云フ事ハ云ハレルソウデス

(委員長) 分ル事ハ分リマス、先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正案ニ決ス

○第八百二條朗讀ス

第八百二條 取水ノ地役ニ服スル土地ノ所有者ハ水ノ缺乏カ自己

ノ所爲ヨリ生スルトキニアラサレハ其實ニ任セス

二箇ノ土地ノ需用ノ爲ノ水ノ不足ナル場合ニ於テハ先ツ之ヲ

人身及ヒ家内ノ使用ニ供シ次ニ工業ノ需用ノ前ニ農業ノ需用ニ

供ス右ハ總テ其土地ノ重要ニ割合フヘシ

若シ數箇ノ要役地アルトキハ其各要役地ハ家内ノ需用ノ爲ノ同

一ノ權利ヲ以テ相共ニ水ヲ使用スル農業及ヒ工業ノ需用ニ付テ

ハ先取ハ要役地ノ中ニテ其權利ノ日附ノ先ナルモノヨリ始ム

(伊民第六百五十條乃至第六百五十二條)

修正案

第二項之ヲノ下「人身及ヒ」ノ四字ヲ刪除ス

(栗塚報告委員) 「同一ノ權利ヲ以テ」丈ケハ翻譯ヲ削リマス之

ハ昔シカラ譯シ誤リタルヲツイ書キ出シタノデアリマスカラ、ソ



レカラ「先取」ト云フ字ハ「優先」トシ「モノヨリ始ム」トアル  
ハ「モノニ屬ス」トナリマス

(南部委員) ソレカラ二項ニ修正ガアリマス

(栗塚報告委員) 報告委員ノ修正ハ「人身及ヒ」ノ四字ヲ削ルノ  
デス「人身及ヒ」トハ何カナレバ顔ヲ洗ツタリ飲水ヲ云フノデ、  
人身及ヒ家内用ト云テハ如何ニモオカシイカラ家内用ト云タラ分  
ルト云フノデアリマス

(松岡委員) 御尤モデアリマス

(清岡委員) 農業ハ先キニスルト云フ理由ハ如何デスカ

(栗塚報告委員) 日本デハ農事ガ大切ト云フノデ、農ト工ト比較  
スルト、工業ハ水ガナクツテモ出來ルガ、農業ト云フモノハ水ガ  
ナイト穀物ノ熟サヌ事ガアルカモ知レヌ工業モ一時迷惑ナレトモ  
農業デハ水ガ缺ルト一年中飢饉ニナルカモ知レヌト云フ理由デア

リマス

(松岡委員) 食物ガ出來ルト云フノデシヨウ

(尾崎委員) 之ハ「先取權」トスルカ宜シイデアアリマセンカ

(松岡委員) 之ハ充分御苦ミモアリマシタロウガ勝算ハシニシテ

御考ヘテ賈タ方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレハ宜シウ御座イマス

(尾崎委員) 適當ノ字ヲ翻譯デ譯シテ下サイ

(松岡委員) 農業ト工業ト衝突シタ時分ニハ農業ヲ先キニシ農業

同士ノ時分ニハ日附ケニ依ルノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(鶴田委員) 「優先」ハオカシイ

(渡委員) 「優先」ハ善イ字ヲ考ヘテ賈フトシテ宜シイ

(委員長) 「優先」ノ字ハ左様致シマシヨウ、之ヲ假イテ翻譯ノ



方デ善イ字ガアツタラ直ストシマシヨウ

(鶴田委員) ニツノ場合デハ農業ヲ經ツテ工業ニ移リ、三ツ以上ノ場合デハ優先デヤルト云フノデスカ

(栗坂報告委員) 左様デス、農ハ工ヨリ先キデス

(尾崎委員) 同ジ農ナレバ日附ノ先キデ往クノデス、三ツハ宜シイ

(鶴田委員) 農業ト工業ト幾個モアルト日附ガ先キデスカ

(南部委員) 農業及ヒ工業トアル「及ヒ」ト云フ字ガ障ル様デス

(委員長) 「及ヒ」デモ「又」ハデモ文章ノ意味ニ變リハアリマセン農業ト工業トノ需用ニ付テ何方カラ擧ブカナレバ日附ノ先キノ者ヨリ取ラセルト云フノデス

(鶴田委員) 左様デハアリマセン農業バカリノトキハ日附ノ先キニ取り、農業ト工業ノトキハ農業ガ先キニ取ルト云フノデス

(委員長) 左様デスカ、ソレナレバ又デナケレバナラン

(村田委員) 註ニハ日附トハアリマセン、地役ノ永クナツテ居ル者ガ先キト云フノデアリマス

(栗坂報告委員) 日附ニ於テ先キナル所ノ人ニ屬ストアリマス

(村田委員) 日附ト云フト、證書カ何カナケレバナラン様デス

(栗坂報告委員) 左様デハ御座イマセン、何時カラヤツテ居ルカラト云フノデスカラ、日附ト云ヘバ必ラズ書イテアルト云フ旨意デハアリマセン

(清岡委員) 權利ノ先ナルモノニ屬スト云タラ宜シイ、日附ト云フハ不必要デアリマス

(村田委員) ソレデ宜シイ

(尾崎委員) オカシイ、ケレトモ矢張り日附デナケレバナラン

(渡委員) 永クト云フ事ハ何カラ定メルカナレバ先月ヨリ先々月



ト云フノデアリマスカラ矢張り日附デナケレバナラン

(村田委員) ソレナレバ宜シイガ

(清岡委員) 日附ト云フト、證書デモアツテ明記シテナイト分リマセン

(尾崎委員) 書イテアレバ無論デアリマスガ、書イテナイ時分ニ何所カラト云ヘバ矢張り日附ニナツテ來ルノデアリマス

(松岡委員) 唯ダ、權利ノ先キナルト云フト往キマセン、權利ノ厚薄ノ様ニ聞ヘマス

(清岡委員) 先キト云フ字ガアリマスカラ左様デハアリマセン

(松岡委員) 權利ノ生シタル前後ニ從ヒトデモシナイト、先權ト云フ様ニ聞ヘマス

(清岡委員) 私ハ昨年カラヤツテ居ル、貴君ハ一昨年カラヤツテ居ルト云フノデス

(松岡委員) 其事ハ分ツテ居リマス

(南部委員) 權利ノ先ト云フト、先取特權ノ様ニ聞ヘルカラデス

(村田委員) 詰リ權利ノ永クアルモノニ屬スト云フノデス

(松岡委員) 日附ノ見様ガ違フ、日本デモ書附ケニ書イタラ日附ニナリマスカラ

(清岡委員) 附トアルカラ日附ト云フノデシヨウ

(尾崎委員) 左様デハアリマセン

(南部委員) 附ノ字ハ除イテモ宜シイ

(渡委員) ソウシテモ安必スル程デハアリマスマイ

(松岡委員) スルト權利ノ日附トシテ上ノ「及ヒ」ハ「又」ノ字ニ改メテ宜シイデシヨウ

(委員長) 農業「又」ハトカ「或ハ」トカシテ宜シイデシヨウ、

私ハ「又ハ」デ宜シイト思ヒマス



(村田委員) 私ハ「及ヒ」デ宜シイト思ヒマス

(委員長) 農ト工ノ區別ハドウデスカ

(松岡委員) 村田君ノ云フ様ニシテハ區別ハアリマセン

(委員長) 栗坂君ハ虚心平氣デ佛蘭西文ヲ見テ農業ハ農デ區別シテ優先權ガアリ、又工業ハ工業デ優先權ガアルト讀シマスカ

(栗坂報告委員) 前ニソウ定メタカラ此所デ農ト工トニツナラバ工業ハ後ト前ニ云テ居リマスカラ、日附ノ先キナルモノトアル、若シナケレバ上ノ通りニ工業ト農業ト使ツタラ日附ノ先キト見ヘマスガ、前項デ云テ仕舞テ居リマスカラ

(清岡委員) 「又ハ」トシテ置キマシヨウ

(南部委員) 「及ヒ」デ宜シイデシヨウ、七百九十六條ニ本性及ヒ時期ノ占有トアリマス其レト同ジデアリマス

(松岡委員) 「及ヒ」デハ分リマセン

(栗坂報告委員) 併シ農工、何レチ先キニシヨウカ、争ヒノ出ヨウ等ハアリマセン、前項デ明カニ云テアリマスカラ、ソレチ間違ヘル様ナ方ナラバ「又ハ」トシテモ往キマセン

(渡委員) 「或ハ」トシテモ「又ハ」トシテモ安心ハ出來マセン矢張り疑ヒハ免カレマセン様ニ考ヘラルル

(松岡委員) 「及ヒ」ト書ケバ混淆ト解釋シ「又ハ」ト書ケバ疑ヒガ起ルト云フ違イガアル、「及ヒ」ト書ケバドウシテモ各々別ナリト見ル事ハ出來マセン

(渡委員) ソレハ先入主トナツテ居ルノデアリマス  
(委員長) 之ハ「又ハ」トシテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ農業ノ下「及ヒ」ヲ「又ハ」トシ其他ハ報告委員ノ修

正ニ決ス

○第八百三條朗讀ス



第八百三條 地役ヲ有スル者ハ正シク定メラレタル其行用ノ方法  
ヲモ時ヲモ又場所ヲモ受役地ノ所有者ノ承諾ナクシテ變スル事  
ヲ得ス但受役地ノ所有者如何ナル損害ヲモ受ケサルトキハ此限  
ニ在ラス

又變役地ノ所有者カ右ニ均シキ變更ニ付キ正當ナル利益ヲ有シ  
且之ガ爲ノ要役地ノ所有者カ如何ナル損害ヲモ受ケサルトキハ  
受役地ノ所有者ハ其變更ヲ請求シ且之ヲ得ル事ヲ得(第七百一  
條第百二條伊民第六百四十五條)

(栗原報告委員) 此ハ損害ヲノ下へ「モ」ノ字ヲ挿入致シマシタ  
(渡委員) 「得ル事ヲ得」ハオカシイ  
(鶴田委員) 「爲サシムル事ヲ得」ト云フテハ如何デス  
(委員長) 「請求スル事ヲ得ル事ヲ得ル」ダガ之ヲ「請求シ及ヒ  
得ル」トシテハドウデスカ

(南部委員) 「請得スル事ヲ得」デハアリマセンカ  
(松岡委員) 「請」ヲ止メテ「求得スル事ヲ得」トシテハドウデ  
スカ

(鶴田委員) 求得デ宜シカロウ  
(栗原報告委員) 前ハ求得トスルカ否ヤ翻譯デ質シテ調べル様ニ  
シテハ如何デス

(松岡委員) 上ノ求得ガ出來タ時分ニ一樣ニスルトシテ宜シイ  
(清岡委員) 外ニ仕様ハアリマセン  
(委員長) 地役ヲ有スル者ハ分リマスカ  
(鶴田委員) 之ハ要役地ノ方デシヨウ

(村田委員) 左様デハアリマセン、地役ヲ有スル者デアリマス  
(南部委員) 地役ノ權ヲ有シテ居ルノデアリマス  
(委員長) 地役ヲ有スル者ト云フハ、要役地ノ所有者ト分リマス



カ

(村田委員) 分リソウナモノデス

(委員長) 原語ニ依ルト地役ニ屬ストハ云ヘルカ、所有者ト案云ヘルカドウカ

(編田委員) ケレトモ、地役ハ要役地ノ所有者ト云フ、地面ヲ持テ居ルトハ違ウデシヨウ、借地デ居テ、地上權ヲ持テ居ルモノデモ宜イデシヨウ

(委員長) 左様デス

(編田委員) 土地ノ所有者トハ違ヒマス

(委員長) 地役ヲ使フ人デス、地役ニ屬シテ居ル人ト云ヘバ借主デモ、要役地ヲ借テ居ル人デモ同じデアリマス

(栗塚報告委員) 地役ヲ有スルモノト云フモ屬スト云テモ同じデアリマシヨウ

(編田委員) 同じデアリマス

(村田委員) 地役ノ所有者ト云タ方ガ宜シイ、後ニ要役地所有者トアリマス

(委員長) 要役地所有者ノミデハナイ、要役地デ働キテシテ地役ヲ使フ者ハ誰デモ宜イノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス、英文ニハ地役ヲ持テ居ル者ハトアリ佛蘭西ハ地役ニ屬スル人ニトアリマス、故ニ地役ヲ有スルモノデアリマス

(編田委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 分レバ宜シイ

(栗塚報告委員) 「地役ヲ有スル者」デ宜サソウデ御座イマス

(松岡委員) 爾ヒ詰ノルト、如何ナル損害ヲモ何モ云フニハ及バヌデシヨウ



(村田委員) 左様デアリマセン

(南部委員) 正當ナル利益ヲ有ストアリマスゼ

(松岡委員) 我ガ地面中デヤル事ナレバ、我ガ利益ガアツテ向ウ

ニ損害ガナイノデス

(栗塚報告委員) 其所ハ地役地ノ所有者ダカラ嗣身ガアリマス

(松岡委員) 何レノ損害ヲモ受ケヌトシタカラ如何デス

(村田委員) 今迄眞直ニ通ツタ道ヲ曲ゲテ造ルトキハ、自分ノ利

益ニナルガ併シ要役地ノ損害ニハナラヌ

(栗塚報告委員) 損害ハ興ヘナイ、例ヘバ道ガ一方デ通シタチニ

方アル様ニナツテモ損害トハ云ハレマセンデシヨウ

(村田委員) 併シ私ニハ損害ト云フカモ知レン

(栗塚報告委員) 若シ隣リノ人が正當ナル利益ナク唯ダ否ト意氣

地ニ故障ヲ云フカモ知レン、其トキハ意氣地ニ云フノデスカラ、

請求スルノデス

(委員長) 宜ケレバ「得ル事ヲ得」ト一語ニ直ス事ニシテ先キヘ

ヤリマシヨウ

本條ハ損害ヲノ下「モ」ノ字ヲ挿入スル事ニ決シ「得ル事ヲ

得」ハ報告委員ニテ調査ノ事ニ決ス

○第八百四條朗讀ス

第八百四條 若シ地役ノ設定カ二個ノ土地ノ一ニ於テ或ル工作物

又ハ工事ヲ必要トスルトキハ其工作物又ハ工事ハ要役地ノ所有

者ノ負擔タリ但設定證書ニ於テ其工作物又ハ工事カ設定者ノ負

擔タルヘキ事ヲ要約シタルトキハ此限ニ在ラス(第六百九十七

條第六百九十八條)

(栗塚報告委員) 此所ハ原語ノ「アクト」デ御座イマスカラ、「設

書」デアリマス、此所ハ書面ノ方ニ意味ガアリマス、「アクト」



トアルトキハ必ラス證書ト稱スハ際カデハアリマセンガ「チート  
ル」ハ名義トシ「アクト」ハ證書ト致シマシタ

(村田委員) 英文ハ「チートル」トアリマス

(鶴田委員) 兩方賣メテヤリソウナモノデス、設定證書ハ益ハ要  
役地デ受ケルニ違イナイガ、設定者要役者ノ損害ノ様ニ見ヘルカ  
ラ此次キニハ受役地ノ所有者トアリマス、種々ニナツテ屬リマス

(尾崎委員) 設定ハ受役ノ方デシヨウ

(松岡委員) 併シ受役者ト云フトキハ營業ヲ營ム人モ受役ト云フ、  
此所ハ設定ト云フハ初ノ人ニ係タノデシヨウ

(南部委員) ソウデシヨウ

(松岡委員) 併シ設定者ト云フト、兩方係ラナケレバナランデシ  
ヨウ

(栗塚報告委員) 受役地ノ所有者ト云フ所デス

(鶴田委員) 要役地ノ所有ノ反對ヲ云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 水ヲ取ロウト思タラ取ル權利ノアル人ハ取ル工  
業ヲシナケレバナランケレトモ初ノニ工事ハ私ノ方デヤツテ水ハ  
御前ノ方ヘヤルト云タラ別ダト云フノデス

(鶴田委員) ソウ云フ事ハ前ノト反對デス

(松岡委員) 設定者ト云フハ直轄デアリマセンカ

(栗塚報告委員) 直轄カ設定者デアリマス

(南部委員) 地面ニ設定シタノデスカラ同ジデアリマス

(鶴田委員) オカシイデアアリマセンカ

(栗塚報告委員) 能ク□シテモアル様デスガ、意味ハ分ラヌ事ハ  
アリマスマイ

(松岡委員) 受役地所有者ト云フ間違イデシヨウ

(栗塚報告委員) ソレカラ受役地ノ所有者ト云フノガアリマス



(清岡委員) 二箇ノ土地ノ一ト云フノハ分リ兼ネマスルガ、之ハ矢張り受役地ノ方デ工作スルト云フナレバ、要役地ノモノガスルノデスカ

(南部委員) 二箇ノ要役地デ工作成ハ工事ヲ必要トスル地役ガ必要デアリマスカラ、之ハ矢張り要役地ノ所有者ガ利益アル工事チスルニ違ヒナイ、工事チスル場所ハ何所カナレバ受役地デヤルトキモアルト云フノデス

(村田委員) 必ラズ一方ト云フ事ハアリマスマイ、兩方ニ勝ガツテスル事モアリマシヨウ

(鶴田委員) 水ヲ取ル場合モソウデシヨウ

(南部委員) 一ハ要役地、一ハ受役デアリマス、八百二條ノ二項ノ土地ト同ジデアリマス

(清岡委員) 要役地ノ所有者ガヤルハ當リ前デス、ソレダカラ

民附三ノ二六七

擔タリト云ハヌデモ、此所デハ要役地ノ所有者ハ受役地ヘ工作物工事ヲ必要トスルトキハ、要役地所有者ハ負擔シナケレバナラン受役地デ擔ヘマスル事デスカラ負擔ガシロト云ハレヌ事チ示シタノデ、ソレチ一ニ於テトスルト、兩方ニ係ツテオカシイ、自分ガ先キニ水ヲ取テ自分ノ土地デ工作スルトキハ無論貴君ノ水ヲ私ガ取ルハ私ガスルノハ當リ前デス

(南部委員) 地役ハ設定ガ主デアリマスカラ、費用ハ要役地ノ所有者ガ負擔スル、總令工作物ガ要役地ノ方ニアツテモ、亦受役地ニアツテモト云フ旨意デアリマス

(村田委員) 「二箇ノ土地ノ一ニ於テ」ノ數字ハ削ツテ宜シイト思ヒマス假令バ道ヲ造ルト、是非兩方ニ勝ル事ハ澤山アリマス、之ハ「ボアソナード」ニ云フト削ルニ違ヒアリマセン

(南部委員) ソレハ一概ニ過ギハシマセンカ、原告若クハ被告ト



云テモ一緒ニヤル事ハ幾ラモアリマス

(栗塚報告委員) 兩方ニ歸リタルトキハ自分ノ方ノ工事ハ自分ノ負擔デアリマス之ハ當リ前ノ事デス

(尾崎委員) 自分ノ土地デヤルノナレバ論ハアリマセン

(南部委員) 二箇ノ土地ノ一ツデス、自分ノ土地デヤレバ人ノ地面デヤレル事ヲ見セタノデス

(栗塚報告委員) アツテ審ハナイデシヨウ

(村田委員) 云ハヌデモ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 元來地役デ利益ヲ得ル人ガ負擔スルハ當リ前ダガ、左様デナイ、約束ノアツタトキハ受役地ノ所有者ガ負擔スル事ガアルゾヨト云フ丈ケデアリマス

(村田委員) ソレナレバ「二箇ノ」ト云フ事ハ要リマセン

(清岡委員) 「二箇ノ土地ノ一ニ於テ」ト云フ事ハ要リマセン

(委員長) 二箇ノ土地ノ一ト云フハ要役地ト受役地トアツテ何レガ一方ニ於テ、假令受役地へ作ル事モアリ、要役地へ作ル事モアル、要役地へ作ツテモ矢張り相並デヤラナケレバナラン場合ニ、工作物ヤ工事ハ受役地ノ方ノ所有者ガ工事ヲ持テ居テ、此地役モ矢張り双方デ設定シテ居ルトキニハ受役地ノ所有者ガ負擔スルト云フ意味デハナイカト思ヒマス、

(村田委員) 要役地ノ所有者ガ負擔スルノデス

(委員長) 但書カラ先キデス、設定證書ニ於テ、其工作物又ハ工事ガ設定者ト云フハ誰カナレバ、要役地ノ所有者デナケレバ仕様ハナイデシヨウ受役地ナレバ自分ノ土地デ、自分ガヤルカラ人ニ關係ハナイカラ地役ノ起リ様ハナイ、受役地ノ所有者ガヤラナケレバナランハ二箇ノ土地ノ一ニアツテ矢張り兩方相兼ネテ地役ヲ爲ス事ノ場合ヲ云タノデハナイカト思フノデス



(松岡委員) 御説ノ如キ解釋ニスルト、設定者ノ負擔タルベキ工  
事ハ時トシテ受役地ノ工事ニ負擔スルカモ知レヌト云フノデスカ  
(委員長) ソレモアリマシヨウ

(南部委員) ソレハアリマス

(松岡委員) 無理ナ話デス

(栗塚報告委員) 無理デハアリマセン、設定證書ニ於テ受役地丈  
ケデハ要役地ノモノモ受役地ノモノガヤラナケレバナラン事モア  
ルカモ知レマセン

(清岡委員) ソンナ事ハ殆ントアリマセン

(委員長) ソウデナイ、但書カラ下ハ要又事ニナリマス

(松岡委員) 單純ニ讀ンデ見テモ、受役地ニ於テスル工作ト云フ  
モ、要役地ノ所有者ガ負擔スルハ普通デアリマス

(委員長) 誰ガ工作チヤリマスカ

(松岡委員) 要役地ノ所有者ガヤリマス

(委員長) 要役地ノ所有者ハヤリ様ハナイ

(栗塚報告委員) 松岡サンノ云フノハ要役地ノ所有者ハ無論ダガ  
併シナガラ受役地迄ヤラナケレバナラン、私ガ御宅ノ水ヲ取ルト  
ヤハ、御宅ノ井戸側ハ直サナケレバナラント云フノデス

(委員長) 要役者トヤラナケレバナラン

(栗塚報告委員) 然ルニ御宅デ栗塚ニ汲マセル井戸側ヲ修繕スル  
設定證書モ書イタラ此限デナイト云フノデス

(村田委員) 此所デ其事ハ云テナイ、却テ八百六條ニ云テアリマ  
ス

(委員長) ソレナラ受役地ハ、我輩ガ君ノ爲ノ水ヲ汲マセル爲  
ノ井戸側ヲ造ルト書イタラ此限ニ在ラスト云フ事ハオカシイソウ  
云フ事ハアロウ筈ハナイ



(龜田委員) 私ガ水ヲ汲ミサヘスレバ、井戸ガドウト云フ事ハア  
ロウ、合意即チ約束デスルノデシヨウ

(栗塚報告委員) 當リ前ナレバ、私ガ製造場ヘ水ヲ引コウト思フ  
ト御宅ノ方ヘ幾ヲ懸クト貴君ノ工事ヲ栗塚ガシナケレバナランガ  
左様デナイ事ガ審イテアツタラ別段ゾヨト云フ事デ御座イマス

(委員長) 其場合バカリ單純ニ云タノデスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 私ハ削ルハ贊成シマスガ「若シ地役ノ設定ガ或ル工  
作物又ハ工業ヲ必要トスルトキハ云々」トシテ首ハント分ラン

(松岡委員) 之ハ費用ヲ出シ合フ事ヲ云タノデ要役地ノ事ヲ云タ  
ノデハアリマセン、全ク受役地丈ケノ事デアリマス、二箇ノ土地  
ノ一ニ於テハ要ラヌノデス

(委員長) イラヌガ、アツテモ審ハアリマセン

(村田委員) ソウスルト兩方ニ係テ辨ヘタトキハドウシマスカ

(清岡委員) 受領地ト要役地ト云テ一ツデ事が足ル事ハ決シテア  
リマセン

(栗塚報告委員) 兩方ノ土地ニ係リタルトキデモ、受役地ノ方ノ  
石鹼モ要役地ノモノカ負擔シナケレバナラント云フ事デアリマス  
之ハアツテ決シテ差支ナイ、削ル理由ハ見出シマセン

(南部委員) 審ガナケレバ置テ宜シイ

(清岡委員) 審ガアリマス、連絡シテニツスル事ハアリマセン

(栗塚報告委員) 其時デモト云フノデアリマス

(清岡委員) デモト仰シヤルガ、ソシテ事ハアリマセン

(栗塚報告委員) 要役地ノ負擔トサヘ見レバ宜シイノデス

(清岡委員) 要役地ノ所有者ノ負擔タルハ一ニ於テスルトキデシ

ヨウ



(栗塚報告委員) 否ヤ、作ツテモ、ナンドモデス

(清岡委員) ソレハ貴君ノ仰シヤル丈ケノ話シデ、文章ニハ見ヘマセン

(委員長) 同ジ事デシヨウ、之ヲ兩方ニ係ケテ云フ事ナレバ兩方ニモナリマシヨウ

(松岡委員) 一方又ハ双方ト云フナレバ宜シイ

(渡委員) 一ト云フ事カラ論モアリマスガ其意味ハ二箇ノ土地ノ一ニ於テデアリマスガ、之ヲ削ルト、地役ノ設定ガ成ル工事物又ハ工事ノ必要トスルト、文章ヲ成サヌノデス、ソコデーニ於テト云フハ二箇ノ土地ガ兩方ニ歸ルトキハ往カヌト云フ論デシヨウ

(清岡委員) 地役ノ設定ハ工事ガ必要トスルノデス

(渡委員) 工作物ハ何が必要カナレバ、土地ニ必要ダカラ、二箇ノ土地ノ一ニト云フカラ兩方ニ歸タラ往カヌト云フ恐レモアリマ

スガ、二箇ノ土地ノ一ニ於テト云フ意味ニ相違ハナイ

(尾崎委員) 大体分リマシタ

(委員長) 多數ガ削ル事ハ不同意ナレバ置キマシヨウ

(渡委員) 左様ナラ削リマシヨウ

(委員長) 何トカ變ヘナケレバナラン

(南部委員) 「二箇ノ土地ノ一ノ内ニ於テ」トシマスカ

(栗塚報告委員) 此儘御置キナスツテ差支アリマセン

(委員長) 「二箇ノ土地ノ内ニ於テ」トナレバ、マダ宜シイカモ知レン

(渡委員) 「二箇ノ土地ノ内ニ於テ」トシテ折合ヲ付ケヨウデハアリマセンカ

(栗塚報告委員) ソレハ斷テ成シマセン

(渡委員) ソレ故削ルト云フノデス



(村田委員) 之ハ(ボアソナード)ニ關テ實ヒタイ

(栗塚報告委員) 之ハ地役ノ義務デス

(松岡委員) 何ノ義務デスカ

(栗塚報告委員) 土地ノ義務デアリマス、土地ノ義務ト云タトキニハ義務ノアル者ハ儘チ出スニハ及バヌ、權利ノアルモノガスルト云フ語シデアリマス

(松岡委員) 土地ノ益ハ何所ニアリマスカ土地ヲ離レテアル等ハナイ

(南部委員) 關係ノナイ方ハ工事チスルカモ知レヌ

(松岡委員) 土地ニ關係ノナイモノニスル事ハアリマセン、地役ハ益ガアルカラデアリマス

(栗塚報告委員) 地役ヲ設ケタ爲ノニ工事ガ必要ト云タトキハ何所ヘスルカ、疑ヒガ出マシヨウ

(清岡委員) 地役ガナケレバ地役ノ設定ハ出来マセン

(栗塚報告委員) 地役ヲ設定シタ爲ノ工事ガ必要ニナツタ、其事ハ何所ヘシマスカ

(清岡委員) 即チ地役ヲ得タ土地デスルノデス

(南部委員) 要役地デスル事モアリマス

(委員長) 清岡サン、歐羅巴文ト日本文トハ違ウガ、同一ノ土地ニ在テモ、要役地ト受役地ニ在テモ、二箇ノ土地ノ一ニ於テ分ルノデ、之ガナイト何時モ地役ハ受役地ニアツテ、要役地ニナイトナルカラ日本文デ見ルト要役地ニアル地役トホカ見ヘナイ

(清岡委員) 要役地ノ負擔トアリマスカラ受役地ニハアリマセン

(松岡委員) 已ニ通行地ヲ設ケタル七百三十三條ニ於テモ決シテ要役地ノ事ハ見ルニ及バヌ、又見テモナイ、通路ノ設定工事ハ袋地ノ負擔タリトアリマス



(委員長) ソレハ受役地ノ事デアリマセンカ

(南部委員) 此條ハ原則ヲ立テ、適用スル旨意ヲ書イテアリマス

(栗坂報告委員) 人爲ヲ以テ設ケル地役デアリマスカラ、法律ヲ定メタト一概ニ仰シヤラヌ様ニ願ヒマス

(松岡委員) 七百五十四條ニモ「水ノ通路ニ必要ナル工事云々、所有者ノ費用ニテ之ヲ行フヘシ」、トアリマス地役ト云ヘバ受役地ノ事ハ極マツテ居リマス

(委員長) 此所ハ平常受役地バカリデ、工事チスルト違ツテ二ツノ内ハ何レニシテモ斯ウナルト始メテ云ツタノデス

(清岡委員) 自分ノ土地ニスルハ無論ノ話デ、受役地ニスルトキガアツテモ、工事ヲ爲ス權ガアル、水ヲ取ル爲メ自分ノ土地ヘ工事ヲ起シテ費様ヤツテ呉レト云フ等ハナイ、素ヨリ分ツタ話シデス

(栗坂報告委員) 然ルニ其裏ハ受役地設定者ノ負擔タルト云フ場合ガアリマス

(清岡委員) ソレハ證書ヲ定メテ臺所ノ水溜迄私ガシテ上グマシヨウト云フ證書ガアレバ、設方ナイガソウ云フモノハ百ニ一ツアルカハ知レンガ、アレバ素ヨリ證書ヲ定メレバ宜シイ、畢竟但書ハ云ハヌデモ宜シイ、證書ヲ定メ約束デヤルモノナレバ、ドウデモ勝手ニサセテ宜シイ

(南部委員) 地役ハソウハ往キマセン

(栗坂報告委員) 人定ノ地役ハ云テ置クニ及バヌ、但書ヲ加ヘタハ當リ前ナレバ受役地バカリダロウガ要役地ヲ辨ヘテモ兩方受役地ノモノガ負擔スルゾヨト云フヲ見セヨウトシテ書イタノデアリマス

(委員長) 尋常一樣デナイ所ヲ書イタノデアリマシヨウ



(栗塚報告委員) 當り前ナレバ一項デ宜イ、但ハ要ラヌ、但ノアルノハ要役地ヘ持ヘテモ受役地ノモノカラ歸テ取ルゾヨト見セタノデアリマス

(委員長) 龍タ考ヘルト形容詞バカリデハアリマセン

(清岡委員) 私ハ二箇ト云フハ要役地バカリトハ見ナイ、要役地ト受役地ト二ツノ内一ニ於テ工作物ヲ要スルトキハト見テ屬ルノデ、受役地ガ二ツアルトハ見マセン

(委員長) ソウスルト貴君ノ論ニシテモ之ヲ圖ルト二ツアルトハ見ヘナイ様ニナリマス

(鶴田委員) 何レニアロウトモト云フノデスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 要役地、受役地ノ間ヘ地役ヲ設定スル事ハ出來ルノデアリマシヨウ

(委員長) 地役ハ左様デシヨウガ、工作物ハドウシテモ備様ニスルト云フ其事ヲ言タノデシヨウ

(松岡委員) 佛蘭西民法ニハ地役ヲ要求スルモノハ地役ニ使用シ、保存ニ必要ナル工事ヲ爲ス權利アリ、若シ右ノモノ、費用ヲ爲スベシ云々但前已ニ反對ヲ示シタトキハ格別ナリトストアリマス  
(委員長) 二箇ノ土地ノ一ニ於テ云々兩方ニ跨タリ或ハ要役地ノミニアリタルトキハ新様ニナルト(ボアソナード)ガ殊更ニ入レタノデアリマスカラ、其考ヲシテ實ハヌトイカヌ

(村田委員) 二箇ノ内一ツデアリマスカラ

(栗塚報告委員) 一ツ滲入レバ二ツノトキモ自カラ滲入ルデシヨウ

(村田委員) 双方デヤツタトキハ一ツ抜ケル様ニナリマス

(南部委員) ソウスレバ足スト云フナレバ格別、制ル理由ニハナ



リマセン

(村田委員) 地役デ工作物ヲ要スルトキハドウデスカ

(委員長) (ボアソナード)ノ語ニ之ヲ書入レタ必要ハ何モアリ

マセンカ

(果報報告委員) 御座イマセン、但書カラ先ヲ見ルト、二ツノ内

一ツデ受役地バカリデハアリマセン、要役地ノモノカ受役地ノ所

有者カラ負擔スルト然シテ見レバ若シ地役ノ設定ガ受役地ニアリ

工事ヲ必要トスレバ工事ハ受役地ノ所有者ガ負擔スル、若シ地役

ノ設定ガ受役地ニアラズシテ要役地ニ工作物ヲシタトキハ設定證

書デ是ハ設定者ガ負擔タルベキト云タトキハ此限ニ在ラズトアリ

マス

(松岡委員) 註解ヲ見ルト簡略デアリマスガ「地役ノ設定ニ必要

ナル工事ハ此地役ニ利益スル者ノ負擔ニ歸スベキヲ至當トス法律

ハ既ニ此原則ヲ水道ノ權ニ關スル法律上ノ地役ニ適用セリ云々」

ト矢張り始ノカラ受役地ノ事ハ云テ居リマセン、然レトモ所有者

ノ身分ト地役ノ名義ヲ以テ工事ノ負擔ニ任スル事ニ注意スベシ云

々即チ此ニ於テハ其所有者ハ設定者トシテ凡テ地役ハ忍耐スベキ

義務ヲ負ヒテ爲スベキノ義務ヲ負ハスト云フ規則ニ例外ヲ設ケタ

ノデハナイト依テ原則ノ忍耐スルト云フ例外トマデハ書カナイ忍

耐トス義務丈ケチ一寸ヤル丈ケダカラ工事スルヤ地役ノ件ニ付結

局合意アル場合ニ於テ實行スルヲ得ベシアリ詰リ受役地ノ工事ニ

ナルト云フ事ハ見テ居リマセン

(清岡委員) 弊害ガアリマスカラ之ヲ削ロウト云フノデス

(松岡委員) 詰リ受役地ニ於テ工作スルニハ矢張り要役者ガスル

ノダ、併シ約束ガアレバ格別ト細カニ書イタ丈ケデシヨウ

(南部委員) ケレトモ害ガアレバ兎モ角モ佛蘭西民法ヨリハ此方



例ヲ委シク書キマシタノデスカラ

(村田委員) 「二箇ノ土地若クハ其一ニ於テ」トシテハ如何デスカ

(栗坂報告委員) 左マデ委ハシクシナケレバナラン必要ガアリマシヨウカ、コウ書イテアリマスカラ此儘ニ置イテ下サイト云フノデス

(南部委員) 村田サンノ云フ如キ旨意デハアリマセン、貴君バカリ一ツト見ルモ他人ハ左様ニハ見マセン

(委員長) 此法ニ地役ヲ設定スル場合ニ於テ工作物ヲ必要トスルトキハト書ケバ二箇ノ一デ必要ナレバソウデモ宜シイガ、之ハ(ボアソナード)ガ加ヘタナレバ佛文ノ通りトシテ削テハ宜クアリマスマイ、之ヲ置クガ宜クナイナレバ此字ヲ加ヘタ旨意ヲ聞イテ、ソレカラ削ラナケレバドウモ佛文ノ上ヘ此レ丈ケノ字ヲ加ヘタノ

ハ噫ミニ書イタモノデアリマスマイト思ヒマス

(栗坂報告委員) 此儘御置キナスツテハ如何デス

(尾崎委員) 私ハ異議アリマセン

(松岡委員) 委員長ノ仰シヤル様ニ、何故加ヘタカ聞イテ下サイ

(村田委員) 兩方ノトキハ抜ケテ仕舞フカラ

(栗坂報告委員) 二箇ノ土地ノ一ニ於テトアルカラ、兩方アツタトキハ遁入ラヌカト云フ論ハ悉ラクハ制ルノモ、松岡サン、清岡サンモ御同意デハアリマスマイデシヨウ

(清岡委員) 何レニシテモ要役者ノ負擔ゾヨト思テ書イタノデアロウ、所ガ筆ガ足りヌ爲ノニ議論ヲ起シテ、之ヲ論ズルト二箇ノ一ト云フト兩方ノ一方ト同シ譯ニナルカラ、双方デスルトキハドウカト云テ、穿ツテ論スルト、ソレハ双方ハ無論ト云フテ宜イデハナイカト云フ論モ出ルケレトモ、原案者ノ旨意ハ左様デハアリ



マスマイ、何レデ工事ヲ起シテモ、要役地ノ利益ノアル者ガ負擔シナケレバナラン、即チ本條ニ抜タ六百九十七條八條ニ其通りノ事ヲ斷ツテアリマスケレトモ、ソレチ要役地ニシタトキニハ運入ラヌカト云フ疑ヒガ若シアツタラバト云フ餘計ナ必配カラ、二個ノ土地ノ一ト入レタニ相違ナイ、要役地ノ事チ云ンデハ足ラヌト思ヒマス

(栗塚報告委員) コウアツテハ害ガアリマスカ

(清岡委員) 一方ト書イテアルト、文章ガ人チ苦ノル様ニナツテ來ルノデス

(委員長) 双方ノ一方トハ見様ハナイ、兩方ト云フ事ニナリマシヨウ

(栗塚報告委員) (ボアソナード)ニ關クチ惜ムノデハアリマセシガ、如何ニモ間フ程ノ事ハアリマスマイト思ヒマス

(委員長) 序デガアツタラ聞ク様ニシテハドウカ

(栗塚報告委員) ソレデハ此儘ニ御置キチ願ヒマス

(尾崎委員) ソレデ宜シイ

(委員長) 眞ニ意味ガナケレバ削ツテモ宜シイ

(鶴田委員) 日本文デハ削ツテ宜シイ

(委員長) 考ヘテ見ルト、日本文デハ受役地バカリニナツテ仕舞ヒマス

(鶴田委員) 工事ハ何所ヘスルモ、要役者ノ利益ノ爲ノダカラ要役者ガスルト云フノデス

(渡委員) 起案者ノ意味ハ地役ノ設定ハ其他ニアルト云フ意味デアリマシヨウト思ヒマス二箇ノ土地ト云フカラ今ノ様ナ議論モ出マスガ、其他ニ於テト見タラ宜シイデシヨウ

(鶴田委員) 先ヅソナ意味デス、何レニ作テモト云フノデシヨ



ウ

(栗塚報告委員) 併シ義務ヲ負フテ居ル人デアリマスカラ、設定者ニハ違ヒアリマスマイ

(鶴田委員) 「地役ノ設定ハ」ト云フハ受役人カラ言葉ヲ立タノ  
デス

(栗塚報告委員) 土地ガ役ヲ負擔シタニハ相違アリマスマイガ抑モ土地ハ人デナイカラ設定者ハ即チ負擔スル事ヲ承知シタ人ハト云フ事デス

(村田委員) 佛蘭西文ニ所有者ト云フ字ガアリマスカ

(栗塚報告委員) 拵ヘタ人トアリマス

(南部委員) 設定者ト書キマシタハ必要デアリマス、設定シタ者デナケレバナリマセン、四條ノ場合ハ設定證書ニ地役ノ設定ガ工事ヲ必要トスルノダカラ、地役ヲ設ケル場合デス、其トキ工事ヲ

スルノデアリマスカラ後チノ所有者ニハ移リマセン

(鶴田委員) ケレトモ許リ受役地ノ人間ニハ相違ナイ、是レ是設定者ハ互ニ土地ノ利益ヲ分擔デ地役ヲ設ケル、七百八十六條モ矢張り設定證書設ケルハ互ヒニ設ケルノデシヨウ

(南部委員) 次キノ二項ハ地役ト看做サヌ方デアリマス

(鶴田委員) 言葉ガ違フ丈ケデ同ジデシヨウ

(南部委員) 「設定者カ設クル事ヲ得」トハ出来マセンデシヨウ  
少シ違ヒマス

(清岡委員) 地役ノ設定者ハ双方チ云フ事ニ思ハレル

(鶴田委員) 私モ双方ト思ヒマス

(清岡委員) 理由ハ分ツテ居リマス

(栗塚報告委員) 當事者ト書ク所チ契約者ト書キ、契約者ト書ク  
チ當事者ト書ク事モアリマスカラ



(編出委員) 義務者ノミニ指スト云フ事ハ分リマセン

(栗塚報告委員) 彼所デ地役ヲ設定シタトキハ人定デアリマス孰レソウスルト、相續人ガ即チ設定者ノ意思ヲ繼イデ仕事チシナケレバナラン、其トキ設定者ハ誰カト尋ネレバ、亡人デアリマシヨウ亡人ノ意思チ承ケ繼クノデアリマス事柄ハ何カナレバ相續人、即チ受役地ノ所有者ニハ相違アリマスマイ

(鶴田委員) 設定者ハ義務者ニ限ルト云フハ如何ナル譯デスカ  
(栗塚報告委員) 要役地ノ人ハ設定者デアリマセン、權利ヲ得ル人デアリマスカラ、義務チ設ケタ人デアリマセン、義務チ設ケタ人、其人デアリマス

(南部委員) 地役ハ義務デアリマス

(鶴田委員) ソウ定ノレバ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレデ買キ通セマスカラ如何デアリマスカ、續

編證書デ、私ガ死ンデ後チ、甲某ニ水ヲ汲マセテヤレト私ガ生レテ居ル中言ツタノデ井戸側モ家デシテヤレト言タラ、其人ノ負擔デス、其人ハ誰カ即チ相續人デス、相續人ハ何カ受役地ノ所有者ト云フ事デアリマス

(尾崎委員) 地役ヲ設定スルハ先ツ双方相互ヒノ間ハ合意上カラ成立トキハ

(栗塚報告委員) 合意デアツタトキハ承知シタ人デアリマス

(尾崎委員) 當事者ト同ジ譯ニナリハシマセンカ

(栗塚報告委員) 左様デアハ御座イマセン、當事者ノ負擔タルベシトハアリマセン、地役ヲ持ヘタ人デアリマス

(委員長) 權利ノナイ人デスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(委員長) 之ハ義務者ニ限ルモノト見レバ宜シイ

(栗塚報告委員) 「受役地ノ所有者」ト書キマシテモ同ジデ、意



味ニハ變リハアリマセン

(委員長) ソレデハ是デ置キマシテ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

于時正午十二時休憩

午後第一時二十分開議

委員長 缺席

(鶴田委員) ヤリマシヨウ

○第八百五條朗讀ス

第八百五條 地役ノ行用ニ關スル工作物又ハ工事ノ保持及ヒ修繕ハ亦要役地ノ所有者ノ負擔タリ但修繕カ受役地ノ所有者ノ過愆ニ因リ必要ト爲リタルトキハ此限ニ在ラス(第六百九十七條、第六百九十八條)

又保持及ヒ修繕カ受役地ノ所有者ノ方ニ過愆ナキトキト雖モ其

所有者ノ負擔タルヘシト合意スル事ヲ得然レトモ此場合ニ於テ受役地ノ所有者ハ地役ノ存スル受役地ノ部分ヲ要役地ノ所有者ニ委棄シテ常ニ右ノ負擔ヲ免ルル事ヲ得(第六百九十九條)

(松岡委員) 之モ受役地ノ部分ヲ委棄シテ、委棄シタ分ヲ假令バ次ノ如キ道路工事ガ出來タトキハ委棄シタ地面ハ元トヘ戻リマスカ

(南部委員) 受役地ノ所有者ガ棄テルト、要役地ノモノニナツテ仕舞ヒマス旨意デス

カ

(松岡委員) 要役地ノ方ニハ地役ハナクナツテモ取テ仕舞ヒマス

(南部委員) 取テ仕舞ヒマス

(松岡委員) 憐レナ話シデス

(村田委員) 自己ガ權利ヲ棄テルノデスカラ、仕方ハアリマセン

(鶴田委員) 論ハアリマセン



(尾崎委員) 宜シイ

(鶴田委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第八百六條朗讀ス

第八百六條 受役地ノ所有者ハ地役ニ如何ナル妨礙ヲモ又其便益ノ如何ナル減少ヲモ生セサルニ於テハ其所有權ニ固着シタル總テノ適法ノ權能ヲ行フノ權利ヲ失ハス

又受役地ノ所有者ハ地役ノ行用ノ爲メ其土地ニ設ケラレタル工作物ヲ使用スル事ヲモ得但其所有者カ其工作物ヨリ收ムル相當ノ便益ノ割合及ヒ其工作物ヨリ生スル事アルヘキ費用ノ加重ノ割合ニ應ジテ其開設又ハ保持ノ入費ヲ分擔スル事ヲ要ス

(鶴田委員) 之モ論ナシ

(清岡委員) 讀ミ惡イガ、工作物ヲ使ウニ付デスカ

民財三ノ二八一

(鶴田委員) 便益ヲ得ルニ從テ、其費用モ加ハルト云フノデス

(清岡委員) ソウシテ二人ヲ使ヘバ、分擔ト云フノデシヨウガ、讀ミ惡イ文章デス

(鶴田委員) 加重ガ兩方ニ係ルト云フ事ハ分リ惡イ

(清岡委員) 前譯ノ方ガ分リ易イ

(南部委員) ケレトモ相當ノ便益ニ應ジテト云テハ分リマセン

(鶴田委員) 應ジテト讀ンデモ分ル事ハ分リマス、加重ノ割合ハ圖リノ使ツタ人ノ加重ノ割合ノ爲メニ、費用ガ餘計ニ掛ル、割合ハ圖リノ人ガ相當ノ便益ヲ得ルニ於テ、費用ヲ分擔セント、相當ノ便益ニ應ジテ分擔スト掛ツテ來テ、費用ノ加重スル割合ハト讀ンダ方ガ宜クハアリマセンカ

(清岡委員) 便益ノ加重ト掛ルノハ如何デスカ

(鶴田委員) 費用ノ加重ノ割合ハ相當ノ便益ニ應ジテ、分擔スト



云フ風ニ讀ム方ガ宜シイ

(渡委員) 原文ニハ、便益ニ應ジテ、而シテ費用ノ加重ニ應ジテトアリマス

(鶴田委員) ソウ讀ム方ガ宜シイ、分擔スト云フ事デ、便益ニ應ジテ分擔スト云フノダカラ

(松岡委員) 割合ハ便益モ一緒ニ受ケルノデシヨウト思ヒマス  
(南部委員) 註ニ依ルトソウ見ヘマス

(松岡委員) 向ウノ人ハ十圓次キハ八圓ト云フノデシヨウ、割合ト云フハ兩方受ケナケレバナランノデ、便益ノ割合、費用ノ割合、ト云フノデシヨウ

(鶴田委員) 割合ハ相當ノ便益ニ應ジテ分擔ス、其割合ハ相當ノ便益ニ應ジテ相當ノ加重ノ費用ニ應ジテト讀ムノデス

(尾崎委員) 割合ハ何カラ出ルカナレバ、便益カラデシヨウ、費

用ガ加重スルハ割合デ、互ヒニ分擔スル、一人ハ一石、一人ハ五斗ト其互ヒノ便益ノ割合デ出スト云フノデシヨウ

(清岡委員) 便益ノ割合デスカ

(尾崎委員) 左様デス

(清岡委員) 加重ノ割合トハ云ヘヌ

(尾崎委員) 加重シタモノ、分擔スル割合ハドウカナレバ、便益カラデス

(清岡委員) 「費用ノ加重ハ」トシテ宜シイ

(南部委員) 「ハ」トハ云ヘマセン

(松岡委員) 費用ガ加重スル事ナクトモ、便益ノ一部分ヲ存スレバ一部分ノ擔當ヲシナケレバナラント云フ事デス

(渡委員) 「便益ノ割合」ト云フ字ヲ挿入スレバ宜シイ

(鶴田委員) 「便益ノ割合」トスレバ宜シイ



(南部委員) ソウスレバ分り易イガ、原文デス

(尾崎委員) 「加重ハ」トシテハドウデスカ

(南部委員) 「加重ハ」トハ云ハレマセン

(鶴田委員) 加重丈ケハ此方カラ指シテ云フノデス

(栗塚報告委員) 相當ノ便益ヨリ生スルトアルベキデハアリマセ

ン

(村田委員) 相當ノ便益ト云フ字ハ及ヒ其工作物ヨリ生スル割合

ニ應ジテト讀ミマス

(栗塚報告委員) 左様デス、保持ノ入費ヲ負擔スルニハ如何ナル

釣合カナレバ、加重ノ割合モ便益ノ釣合モ見ナケレバナラント云

フノデス

(鶴田委員) 一人使フヨリ、二人使ヘバ餘計ニナルカラト云フノ

デシヨウ

(栗塚報告委員) 加重ニ負擔スルヲ要スデハアリマセン

(鶴田委員) 加重丈ケハ關リノ人ヲ云テ居ルノデシヨウ

(南部委員) 相當ノ便益ヨリデハアリマセン

(鶴田委員) 原文ヲ譯シタノデハアリマセン、私ガ自己流デスガ

意味ハ左様デシヨウ

(南部委員) 左様デハアリマセン

(栗塚報告委員) 「相當ノ便益ノ割合ニ應ジテ」トアリマス

(尾崎委員) 加重ノ費用ハ何ニ因テカナレバ、一石ト五斗ノ便益

ノ高ニ因テノ割合デス

(南部委員) 便益ト云フノハ工作物ヨリ生ズル費用ニ掛ツテ居ル

ノデハアリマセン

(鶴田委員) 工作物ヨリ納ムル相當ノ費用ト書クノ積リデス

(南部委員) 便益デハナイ、工作物カラデス、破損シタトキハソ



レヲ修繕スルトキチ云フノデス、便益ニ因テ生ズルノデハアリマ  
セン

(尾崎委員) 便益及ヒ工作物ヨリ生スルト云フト、便益ト工作物  
カラ生ズルト云フ様ニ聞ヘマス

(南部委員) 左様デハアリマセン

(栗塚報告委員) 御分リニナラヌノナラバ「相當ノ便益ノ割合ニ  
應ジテ及ヒ工作物ニ要スル加重ノ割合ニ應ジテ」トシテ如何デス  
(渡委員) 宜シイガ、愚文デス

(清岡委員) 「費用ノ加重ハ」トシテハ如何デス

(南部委員) 「ハ」デハアリマセン、加重ハ割合ニ應シテト云フ  
必要ハアリマセン

(栗塚報告委員) 「所有者ハ工作物ノ開設、又ハ保持ノ入費ヲ負  
擔スベシ」トハ簡様ノ割合ニ應シテト云フノデ、其割合ハ工作物

カラ收ムル便益ト、工作物カラ生スベキ費用ノ加重ノ割合トアリ  
マスカラ、相當ノ便益ノ割合トスル事ハ出來マセンカ

(清岡委員) 費用ノ加重ハ如何ニ割合ウカナレバ、割合ハ便益ノ  
割合ニ應ジテデショウ

(南部委員) 左様スルト、分リマセン

(清岡委員) 分ラヌ事ハアリマセン

(鶴田委員) 「ノ割合」ト入レマシヨウ

(渡委員) ソウスレバ間違ヒアリマセン

(南部委員) ソレデハ入レマシヨウ

(尾崎委員) 宜シケレバ先キへ往キマシヨウ

本條ハ「便益」ノ下ノ割合ノ三字ヲ挿入スル事トシ他ハ原案

ニ決ス

○第八百七條朗讀ス



第八百七條 地役ハ左ノ諸件ニ因リ消滅ス

第一 地役ヲ設ケタル期間ノ滿了

第二 設定證書又ハ設定者ノ權利ノ廢止解除又ハ取消

第三 公用ニ因由スル受役地ノ徵收

第四 拋棄

第五 混同

第六 三十年間ノ不使用

第七 第三保所有者ノ利益ニ於ケル受役地ノ自由ノ得取時効(第七百三條乃至第七百十條)

第七百三條乃至第七百十條

(栗塚報告委員) 此第四カラ先キハ八百八條以下ノ條ヲ講義シテ

アリマスカラ、御安心ナサイ、唯ダ拋棄、混同アルハ驚キマス

(鶴田委員) 設定者ノ權利ノ廢止ハ要役者ノ事ヲ云フノデハアリ

マセンカ

(栗塚報告委員) 左様デハアリマセン、受役地ノ人ガ土地ヲ持テ居ル事ハ例ヘバ私ガ今迄權利ガアツタト思ツテ、私ガ親父ノ相續人デ、相續シタト思テ居ル受役地デ、尾崎サンハ水ヲ汲ム權利ヲ持テ居タ、所ガ私ハ相續人デナイト云フ様ナ事デ逐ヒ拂ハレタ事デアリマス

(鶴田委員) 是レ迄要役地デシテ溜ラヌカラ、今度ハ止ノ様ト云フノデショウ、之モ設定者ノ權利デショウ

(栗塚報告委員) ソレハ第四ノ拋棄デアリマス

(尾崎委員) 「設定證書」ト何ゼ書キマスルカ

(栗塚報告委員) 皆ナ廢止ニ係テ居リマスカラ、設定證書ノ廢止、又ハ解除取消シト云フノデス

(尾崎委員) 成程左様デスカ

(栗塚報告委員) 名義ト云フハ權利ノ源、即チ權源ト云フ字デ、



有價名義無價名義ト云フノテ御座イマス

(村田委員) 消滅ト云フハ喪失トシテ宜シカロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 意旨味ハ變リマセン

(松岡委員) 義務ハ消滅デシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 併シ所有權ハ本文デスガ喪失トシマシタ

(村田委員) 賃借モ喪失トシマシタ

(栗塚報告委員) 得取、解除、又ハ廢棄ト前ニアリマスカラ御安

心ナスツテ下サイ

(尾崎委員) 宜シケレバ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第八百八條朗讀ス

第八百八條 地役ノ拋棄ハ明示ナル事ヲ要ス然レトモ若シ繼續地

役ノ行用ノ爲メ受役地ニ設ケタル工作物が要役地ノ所有者ノ明示ノ承諾ニ因リ且將來ニ對スル留保ナクシテ壞損セラレ又ハ使用外ニ付セラレタルトキハ地役ハ拋棄ニ因テ消滅シタリト看做サル

拋棄ハ其拋棄者カ自己ノ不動產權利ヲ移付スルノ能力ヲ有スルトキニアラサレハ有効ナラス

(鶴田委員) 之ハ宜シイ

(尾崎委員) 分リマス

(栗塚報告委員) 讀ンデ字ノ如シデス

(尾崎委員) 宜シイ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第八百九條朗讀ス

第八百九條 地役ハ要役地及ヒ受役地カ一人ノ手裡ニ併合セラレ



タルトキハ混同ニ因テ消滅ス然レトモ若シ土地ノ併合ヲ爲シタル所爲カ裁判上ニテ廢棄解除又ハ取消サレタルトキハ地役ハ會テ消滅セサリシト看做サル

繼續ニシテ且表見ノ地役ニ關シ其場廢ノ位置カ仍ホ同一ニシテ期節ト原由トノ如何ヲ問ハス再ヒ其土地ヲ分チタルトキハ地役ハ第七百九十七條ニ從ヒ再生ス

(南部委員) 之ハ「裁判上ニテ」デハアリマセンカ

(松岡委員) 「ニ」ハナイ方ガ宜シイ「裁判上廢棄取消」トシテ

宜シイ

(村田委員) 「ニ」ハ要リマセン

(松岡委員) 「ニ」ノ字ハ翻譯ノ間違ヒデシヨウ

(栗塚報告委員) 私ガ今迄鶴田サンノ邸ニ住居シタハ謂ハバ混合デアリマス、其場合ニ無効ノ事ヲ訴ヘルト云フトキ

(清岡委員) 「裁判上ニ」トアル「ニ」ノ字ヲ除ルト云フハドウ云フ理由デスカ

(南部委員) 「裁判上ニテ」トシテハ如何デス

(清岡委員) 「ニ」ヲ唯ダ削ルト云フハ不承知デアリマス

(尾崎委員) 「ニテ」ハ甚ダ宜シイ

(栗塚報告委員) 「上」ト云ヘバ即チ「ニテ」ト云フノデアリマ  
ス

(村田委員) 「ニテ」ト云テ分ラン事ハアリマセンガ、「裁判上」  
ノ方ガ宜シクハアリマセンカ

(南部委員) 「ニテ」トシテ宜シイ

(清岡委員) 「上」丈ケデハ斷イデシヨウ

(村田委員) 「裁判ニテ」トシテ「上」ハイラヌ

(栗塚報告委員) 「ニテ」トナスツテ下サイ



(磯田委員) 宜シカロウ

(渡委員) 宜シイ先へ往キマシヨウ

本條裁判上ニトアル「ニ」ヲ「ニテ」ト修正シ他ハ原案ニ決ス

○第八百十條朗讀ス

第八百十條 地役ハ要役地ノ所有者カ任意タルト否トチ間ハズ地役ヲ行フ事ナクシテ三十年ヲ経過セシノタルトキハ不使用ニ因テ消滅ス

其三十年ハ不繼續地役ニ關シテハ最後ノ使用ノ所爲ヨリ起算シ又繼續地役ニ關シテハ地役ノ自然ノ作用ニ對スル形體上ノ妨礙ノ起リタル當時ヨリ起算ス(第七百六條、第七百七條)

右何レノ場合ニ於テモ若シ地役ノ使用ニ對スル妨礙カ受役地ニ於テ發シタル事變ヨリ生スルトキハ要役地ノ所有者ハ自費ニテ

事物ノ舊狀ニ復スルヲ許ササル事ヲ得若シ妨礙カ受役地ノ所有者ノ所爲ヨリ生スルトキハ復舊其所有者ノ費用ヲ以テ之ヲ爲ス

(清岡委員) 「許サルル」デシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 「地役ヲ行フ事ナクシテ」トアルハ即チ不使用デシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 形體上ノ妨礙ヨリ起リタルト云フハ如何デスカ

(栗塚報告委員) 今迄アツタ妨礙ト云フ字デアリマスカラ、矢張り出シマシタ

(清岡委員) 形體上デ、止ツタト云フ道ナレバ往來ノナラヌ様ニナツタト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス



(清岡委員) 妨碍ト云フハ、邪魔ノ事ヲ云フノデス

(栗塚報告委員) 自然ニ對スル邪魔デ御座イマス

(清岡委員) 妨碍トシテ宜シイカネ

(栗塚報告委員) 今迄アツタ字ヲ出シタ丈ケノ事デ御座イマス

(鶴田委員) 終ニアリマス「若シ妨碍ガ」ト云フハオカシイ様ニ

思ヒマス

(栗塚報告委員) 文章ハ明文トハ思ヒマセン

(鶴田委員) 「其復舊ハ若シ」ト云フハオカシイ「若シ妨碍ガ」

ト起シテ而シテ「其費用ヲ以テ復舊ス」トカ「爲ス」トカシテハ

如何デス

(栗塚報告委員) 「若シ妨碍カ受役地ノ所有者ノ所爲ヨリ生スル

トキハ其所有者ノ費用ヲ以テ復舊ストシマスカ

(鶴田委員) 其方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 併シ餘リ控クナリマス、原文デハ「其復舊ハ所  
有者ノ費用ヲ以テ何々スルトキハ」トアリマスカラ、能ク分リマ

ス

(鶴田委員) 「生スルトキハ其復舊ガ」ト云テハドウデス

(南部委員) ソレハ宜シイカモ知レン

(栗塚報告委員) 「若シ妨碍カ受役地ノ所有者ノ所爲ヨリ生スル

トキハ復舊ハ其所有者ノ費用ヲ以テ之ヲ爲ス」トシテハ如何

(鶴田委員) ソレハ宜シカロウ

(村田委員) 矢張り之デ宜シイ

(鶴田委員) オカシイ

(南部委員) 直シタ方ガ分ル

(村田委員) 直サヌ方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 英文デハ「所有者ノ復舊云々」トアリマス佛文



ハ初ノニ、復舊ヲ出シ、英文ハ終リニ出シテアリマス、之ハ「若シ妨礙カ受役地ノ所有者ノ所爲ヨリ生スルトキハ其復舊ハ所有者ノ費用ヲ以テ之ヲ爲ス」トシテハ如何デスカ

(尾崎委員) 宜シカロウ

(清岡委員) 宜シカロウ

(南部委員) オカシウ御座イマス「生スルトキハ復舊ハ其所有者」ト云テハドウデスカ

(村田委員) 其方ガ宜シイ

(渡委員) ソレハ宜シイ

(尾崎委員) ソレデ宜シケレバ修正シテ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ末項「其復舊ハ」ノ四字ヲ削リ左ノ如ク改ム

若シ妨礙ガ受役地ノ所有者ノ所爲ヨリ生スルトキハ復舊ハ其所有者ノ費用ヲ以テ之ヲ爲ス

○第八百十一條朗讀ス

第八百十一條 若シ要役地カ數人間ニ不分ナルトキハ共有者ノ一人ニ因レル地役ノ行用ハ他ノ者ノ權利ヲ保存ス(第七百九條)右ノ外免費時効ノ進行ヲ停止シ又ハ中斷スル原由ハ地役ノ不使  
用ニ適用スル事ヲ得

(清岡委員) 我輩ニ云ハセルト「因レル」ト云フ字ハ削除致シタ

イ

(栗塚報告委員) 一人ニ爲サレタル地役ノ行用ト云フノデアリマ  
スカラ

(尾崎委員) 宜シイデシヨウ、先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第八百十二條朗讀ス

第八百十二條 受役地カ地役ヲ免レタリトシテ第三者ニ因リ得取



及ヒ占有セラレ且其地役カ不動産權利ノ得取時効ニ必要ナル時  
間行ハレサリシトキハ地役ハ時効ニ因テ消滅ス

(藤田委員) 「因リ得取」ト云フハ分リマセン

(栗塚報告委員) 松岡サンノハ、要役地ノ地主デ、貴君ノ地所デ  
アリマス、然ルニ貴君ハ西洋へ往ツテ居ル、其不在中私ガ占有シ  
タ者デ、私ハ受役地デハナイト思テ居タノデス、貴君ノ留守中ハ  
松岡サンハ決シテ水ヲ汲ミニ來ナカツタモノデス、ソレデ不動産  
ノ得取時効十年間、松岡サンガ地役ヲ行ハナカツタノデス、其所  
デ地役ハ消エテ仕舞フ、松岡サンハ水ヲ汲ミニ來ル事ハ出來マセ  
ント云フノデアリマス

(村田委員) 之ハ三十年ニヤラレテハ消ラヌカラデス

(栗塚報告委員) 第三者ノ不用ニシテ置イタラ、十年デ宜シイノ  
デス

(村田委員) 詰リ備様ナ場合ハ甲乙ノ間ニ地面ガアリ地役ガアル

知ラシテ買タモノダカラ、三十年ト云テハ大變ダカラデシヨウ

(南部委員) 能ク御分リニナリマシタ

(清岡委員) 備様ナ所ハ「因リ」ト云フ字ハ削リタイ

(松岡委員) 清岡サンノ説ニ賛成

(栗塚報告委員) 之ハ置イテ下サイ

(南部委員) 分ツテ居ルデハ御座イマセンカ

(尾崎委員) 宜シイデシヨウ、先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第八百十三條 附屬ス

第八百十三條 地役ニ因リ付與セラレタル利益ノ廢棄ハ其地役ノ  
行用ノ方法時及ヒ場所ニ關シテハ不使用又ハ時効ノ効力ニ因リ  
減ゼラルルコトアリ(第七百八條)



(梁塚報告委員) 之ハ通行權ガアツテモ、道幅ガ今迄一開アツタ  
ガ、車ヲ生シタ爲メニ、二尺幅位ニナツテ仕舞フカモ知レヌト云  
フ事デアリマス

(渡委員) 之ハ分リマス

(尾崎委員) 宜シイデショウ、今日ハ之デ置キマス

本條ハ原案ニ決ス

于時午後第二時二十五分開會

昭和十三年八月二十五日寫了司法省法律調査會藏書



